

目 次

第1章 計画の概要	4
1. 基本的な考え方	4
(1) 計画策定の趣旨	4
(2) 計画の性格	5
(3) 計画の期間	5
2. 基本理念	5
3. 策定の背景	6
(1) 国際的な取り組み	6
(2) 国・県の取り組み	7
(3) 津南町の取り組み	7
第2章 町民意識調査結果等から見る現状と課題	9
1. 町民意識調査の結果	9
(1) 関心のある人権について	10
(2) 基本的人権の順守について	11
(3) 人権侵害を感じた経験について	11
(4) 経験した人権侵害の内容について	12
(5) 人権侵害されたときの対応について	13
(6) 女性の人権について問題点があると思うこと	14
(7) 女性の人権を守るために必要なことは	15
(8) 子どもの人権が守られていないと感じる場面について	16
(9) 子どもがいじめ問題についてどのように思いますか	17
(10) 「ネットいじめ」を知っていますか	17
(11) 子どもの人権を守るために必要なことは	18
(12) 高齢者の人権に対する問題点について	19
(13) 高齢者の人権を守るために必要なことは	20
(14) 障害のある人の人権について問題があると思うことは	21
(15) 障害のある人の人権を守るために必要なことは	21
(16) 障害のある人が暮らしやすいまちにするために必要な合理的配慮 や注意は	22
(17) 同和地区（被差別部落）や同和問題（部落差別問題）があること を知っていますか	23
(18) 同和問題や同和地区を知った時期について	23

(19) 同和問題や同和地区のことを知ったきっかけは何ですか	24
(20) 同和問題で、特に問題があると思われるのはどのようなことですか	25
(21) 親しく付き合っている友人等が同和地区出身者とわかった場合 どうしますか	25
(22) あなた本人やあなたの子どもが、結婚しようとする相手が同和 地区出身者であるとわかり、家族や親せきから強い反対を受けた 場合、あなたはどうしますか	26
(23) あなたは身元調査についてどのように考えますか	26
(24) 同和問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか	27
(25) 外国から来た人の人権について問題があると思うことは	28
(26) 外国から来た人の人権を守るために必要なことは	28
(27) 感染症患者等の人権について問題があると思うことは	29
(28) 感染症患者等の人権を守るために必要なことは	30
(29) インターネットによる人権侵害について、問題があると思うことは	31
(30) インターネットによる人権侵害をなくすために必要なことは	31
(31) 津南町において今後どのような人権に関する取り組みが必要か	32

2.課 題	33
-------	----

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進	36
-------------------------	----

1. 学校（小・中・中等教育学校等）の取り組み	36
2. 保育園の取り組み	37
3. 家庭の取り組み	38
4. 地域（社会教育）の取り組み	38
5. 事業者等（職場）の取り組み	39
6. 福祉や保健・医療関連事業者等の取り組み	40
7. マスメディア等の取り組み	40
8. 町や行政の取り組み	40

第4章 様々な人権課題への取り組み	42
-------------------	----

1. 子どもの人権に関する課題	42
2. 障害のある人の人権に関する課題	43
3. 高齢者の人権に関する課題	44
4. 女性の人権に関する課題	45
5. 同和問題に関する課題	46
6. 外国にルーツのある人の人権に関する課題	48

7. HIV感染者や感染症患者等の人権に関する課題	49
8. ハンセン病元患者の人権に関する課題	50
9. インターネット上の人権に関する課題	51
10. その他の人権に関する課題	52
第5章 計画の促進	56
1. 庁内推進体制の整備	56
2. 職員研修の充実	56
3. 国・新潟県等行政機関との連携	56
4. 民間団体等その他の団体との連携	56
5. 計画の進行管理と見直し	57
参考資料	58

第1章 計画の概要

1. 基本的な考え方

(1) 計画策定の趣旨

国連では、昭和23(1948)年の第3回総会において、「すべての人々とすべての国とが達成すべき共通の基準」として「世界人権宣言」が採択されました。また、平成27(2015)年の国連総会で採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」には、人や国の不平等の是正といった人権に大きく関わるものを含めた目標等が掲げられ、「誰一人取り残さない」社会を目指し、平和に暮らせる持続可能な世界の実現に向けた取り組みが展開されています。

わが国では、昭和22(1947)年に施行された日本国憲法において、基本的人権は「侵すことのできない永久の権利として、現在および将来の国民に与えられる」と規定し、すべての人々の人権の享有を保証しています。また、憲法第14条の法の下での平等について「人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」と規定し、一切の差別を禁止しています。

国は、平成12(2000)年、人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(以下「人権教育・啓発推進法<※>」という。)を制定し、この第5条に、「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」と規定し、地方公共団体に対して、人権教育・啓発施策に関する計画の策定と実施を求めました。

また、令和2(2020)年初頭に確認された新型コロナウイルス感染症が、全世界で感染拡大を続けており、感染者や医療従事者等への差別や人権侵害が新たに生まれています。これを踏まえ、新型コロナウイルス対策として「新型インフルエンザ等対策特別措置法」や「感染症法」が改正されています。「コロナ差別を許さない」という意志のもと、新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対する差別や偏見を解消するための様々な取り組みを推進しています。

新潟県においては、平成16(2004)年に、「人権教育・啓発推進法」に基づき、「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、「県民一人ひとりがすべての人々に対して開かれた心で互いの人権を認め、尊重しあう」社会の実現を目指し、各種の人権施策に取り組んできましたが、社会情勢の変化等を踏まえて、令和2(2020)年3月に改定されました。

津南町では、平成29(2017)年に「津南町人権教育・啓発推進計画策定委員会」を組織するとともに、平成30(2018)年4月～5月に「津南

町人権に関する町民意識調査」(以下「町民意識調査」という。)を実施し、様々な人権問題の現状と課題、それに対する取り組みの方向性などを検討してきました。

また、町民意識調査の結果を分析し、差別と偏見をなくすための人権教育・啓発の取り組みを総合的かつ計画的に進めるため、令和3(2021)年3月に「津南町人権教育・啓発推進計画」(以下「推進計画」という。)を策定しました。

そこで、この推進計画をもって「町民一人ひとりの人権が尊重された津南町」の実現を目指し、人権教育・啓発に関する基本的な方針を定め、今後実施する施策を総合的かつ計画的に推進します。

※ 人権教育及び人権啓発の推進に関する法律(「人権教育・啓発推進法」)

この法律は、人権尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢に鑑み、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的に、平成12(2000)年12月6日に施行されました。

(2) 計画の性格

- ① 当町における人権教育と人権啓発の施策を総合的に進めるための指針であり、各種の個別計画や施策の基本となる計画です。
- ② 町民との協働及び国、県、関係市町村、関係機関、関係団体との連携・協力によって実現していく計画です。
- ③ 今後の社会情勢の急激な変化等により特に必要と認めた場合は、その都度見直しを行います。

(3) 計画の期間

本計画の期間は、令和3(2021)年度から令和7(2025)年度までの5年間とします。

2. 基本理念

人権とは、全ての人々が持っている人間としての尊厳に基づく固有の権利であり、私たちが社会において幸福な生活を営むために欠かすことのできない大切な権利です。

しかしながら、私たちの周りには、同和問題、女性に対する差別、子どもや高齢者へのいじめや虐待の問題、障害者や外国から来た人に対する差別や偏見、高度情報化など社会情勢の変化に伴うプライバシーの侵害等、様々な人権問題が存在しています。このような人権侵害は、個人の幸福を奪うだけでなく、その生命をも脅かす深刻な社会問題となっています。

これらの問題をとともに克服し、全ての人々が平和で心豊かな生活を送ることのできるまちづくりを目指すことが私たちの責務です。

また、国連の「世界人権宣言」では、「全ての間人は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない」（第1条）としています。

また、日本国憲法においても、「国民は、全ての基本的人権の享有を妨げられない。この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与えられる」（第11条）、「全て国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない」（第14条）としています。

そこで、この推進計画は、人権に関わる問題を特別なこととしないで、町民一人ひとりが基本的人権を享有する社会の一員であることを認識し、「人間としての尊厳に基づき、自分のもとより、他人の人権をも大切にし、お互いを認め合い、尊重し合うことを身につけた豊かな人間性を育むこと、ひいては、人権尊重という恒久的な人にやさしいまちづくりを目指すこと」を基本理念とします。

3. 策定の背景

(1) 国際的な取り組み

国際連合は、第3回総会（1948年）において、差別撤廃・人権確立によって人類共通の願いである恒久平和の実現を明確にするという基本精神をもった「世界人権宣言」を採択し、今日の基本的人権の考え方の基礎となりました。

そして、人類社会の最も基本的なルールである人権を確立し、世界の全ての人々が幸せな未来を迎えられるよう、第49回総会（1994年）において、1995年から2004年までの10年間を「人権教育のための国連10年」とする決議を採択し、「行動計画」を提起しました。

さらに、より効果的な方策として「人権教育のための世界プログラム」を提起し、現在、国際的な取り組みが進められています。

(2) 国・県の取り組み

わが国においては、1995年の国連決議を受け、内閣総理大臣を本部長とする「人権教育のための国連10年推進本部」を設置し、平成7(1995)年には国内行動計画と「人権教育・啓発に関する基本計画」を策定しました。

国内の法制定をめぐる動向としては、平成8(1996)年に「人権擁護施策推進法」が制定され、人権教育・啓発に関する施策や人権が侵害された場合の被害者救済に関する施策を進めることは、国の責務であると明記されました。

また、人権教育・啓発に関する理念や国、地方公共団体、国民の責務などを法律として規定する必要があるとして、平成12(2000)年には「人権教育及び人権啓発の推進に関する法律」が制定されています。この法律では、「国及び地方公共団体は、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、実施する責務がある。国民の責務は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社会の実現に寄与するよう努めなければならない。」と規定しています。

また、平成25(2013)年に「いじめ防止対策推進法」、平成28(2016)年には「障害者差別解消法」、「ヘイトスピーチ解消法」、「部落差別解消推進法」が施行されました。

新潟県では、同和教育を中核とした人権教育を推進するため、昭和53(1978)年に「同和教育基本方針」を策定しました。

その後、「人権教育・啓発推進法」が施行されたことに伴い、平成16(2004)年に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」を策定し、平成22(2010)年には「新潟県人権教育基本方針」を策定し、学校教育及び社会教育における人権教育の一層の推進と充実を図っています。

また、社会情勢の変化等を踏まえて、令和2(2020)年3月に「新潟県人権教育・啓発推進基本指針」が改定されました。

(3) 津南町の取り組み

当町では、昭和61(1986)年4月に「人権尊重の町」宣言が採択され、町民一人ひとりが人権を尊重し、誰もが安心していきいきと暮らせるまちづくりを進めてきました。

平成23(2011)年には「津南町総合振興計画(平成23年度～平成32年度)」を策定し、「自然と調和した、美しいまち」、「健康で働き、活力のあるまち」、「伝統を愛し、より高い文化のまち」、「環境豊かな、思いやりのあるまち」、「雪を克服し、明るく住みよいまち」の5つの将来像の

実現を目指してきました。

また、高齢者も子育て世代も誰もが安心して暮らせるまちづくりを目指す「老人福祉計画・介護保険事業計画」・「子ども・子育て支援事業計画」、障害のある人もない人もともにいきいきと暮らすことのできるまちづくりを目指す「障害者計画・障害福祉計画」を策定してきました。

しかし、人権をめぐる社会状況の変化や新たな人権課題が生じる中で、今回実施した町民意識調査の結果を見ると、町民の人権に対する意識は十分とはいえません。そこでこのような経緯から、町として人権教育・啓発をさらに進めるため、この度「津南町人権教育・啓発推進計画」を策定しました。

第2章 町民意識調査結果等から見る現状と課題

1. 町民意識調査の結果

当町では、人権が尊重される社会の形成を目指し、人権に関する施策を効果的に実施するための基礎資料として、平成30（2018）年4月～5月に「人権に関する町民意識調査」を実施しました。調査から抜粋した結果を基に、当町の人権問題の現状と課題を明らかにします。

調査の概要は次のとおりです。

*調査地域：津南町全域

*調査対象者：18歳以上の町民

*標本数：1,000人

*抽出方法：住基情報からの無作為抽出

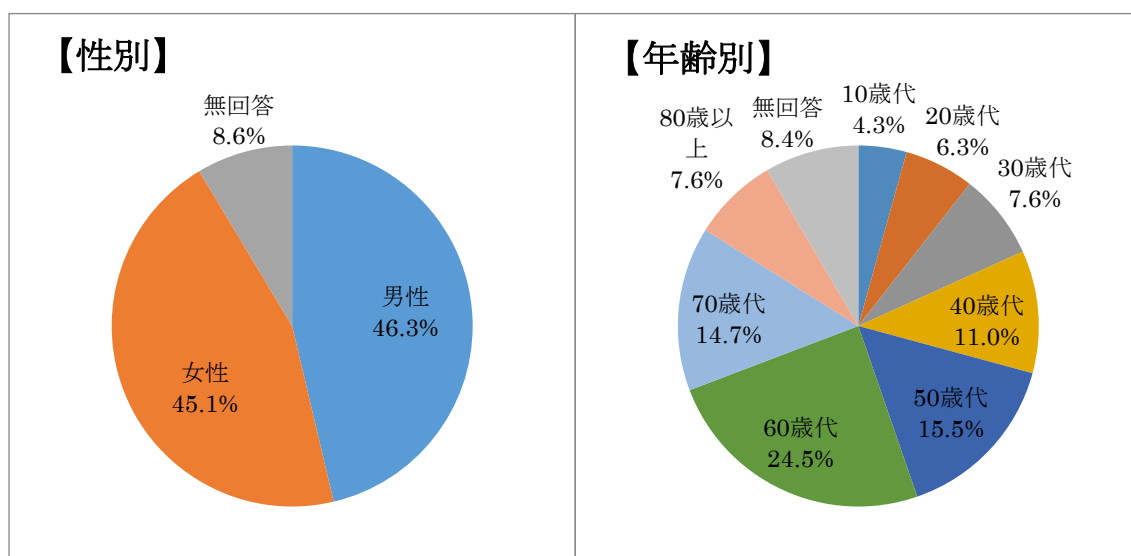
*調査方法：郵送法（調査票の配付、回収ともに）

*調査時期：平成30（2018）年4月～5月

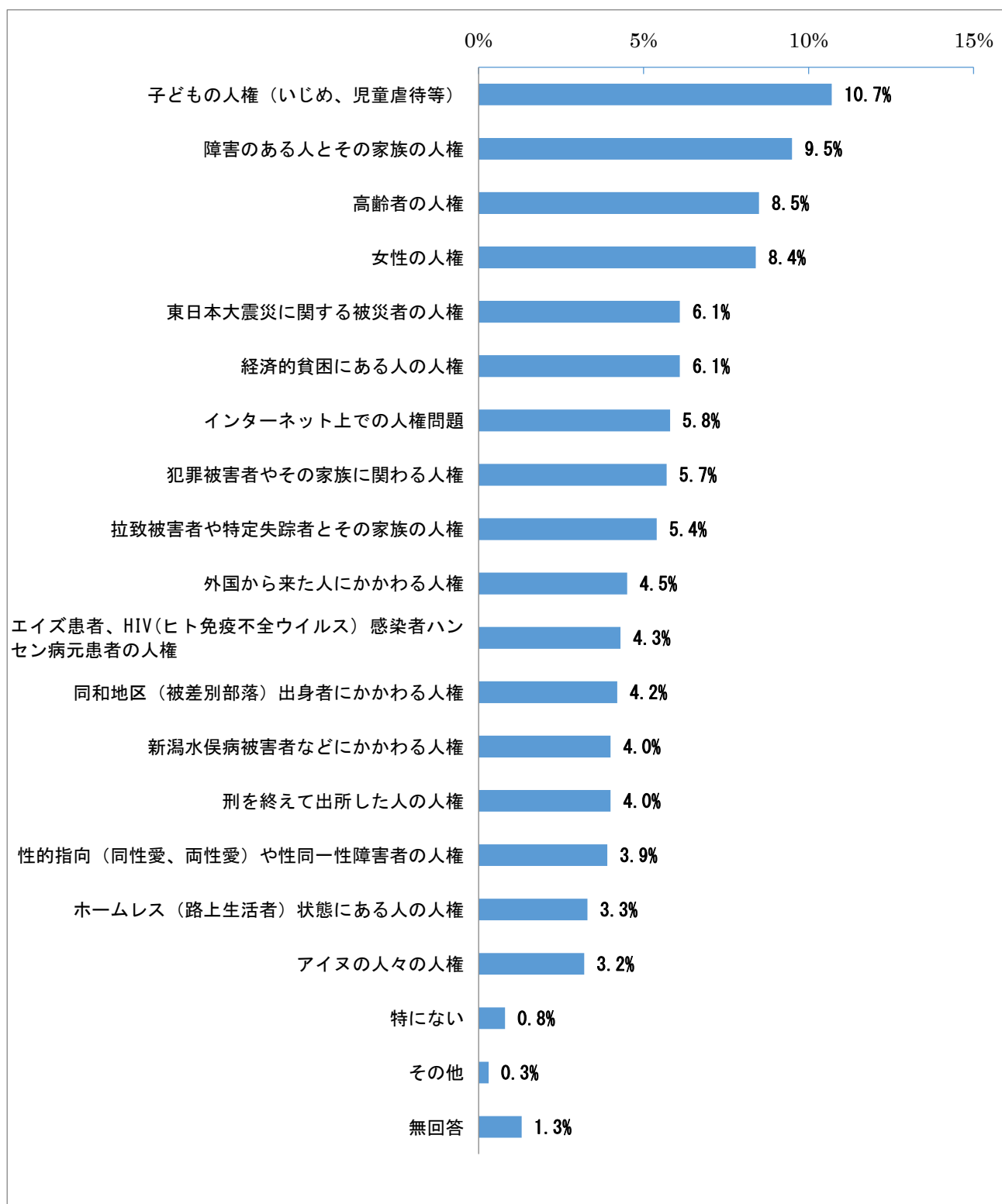
*有効回収数：510件

*有効回収率：51%

なお、調査回答者の性別・年齢別の構成は次のとおりです。



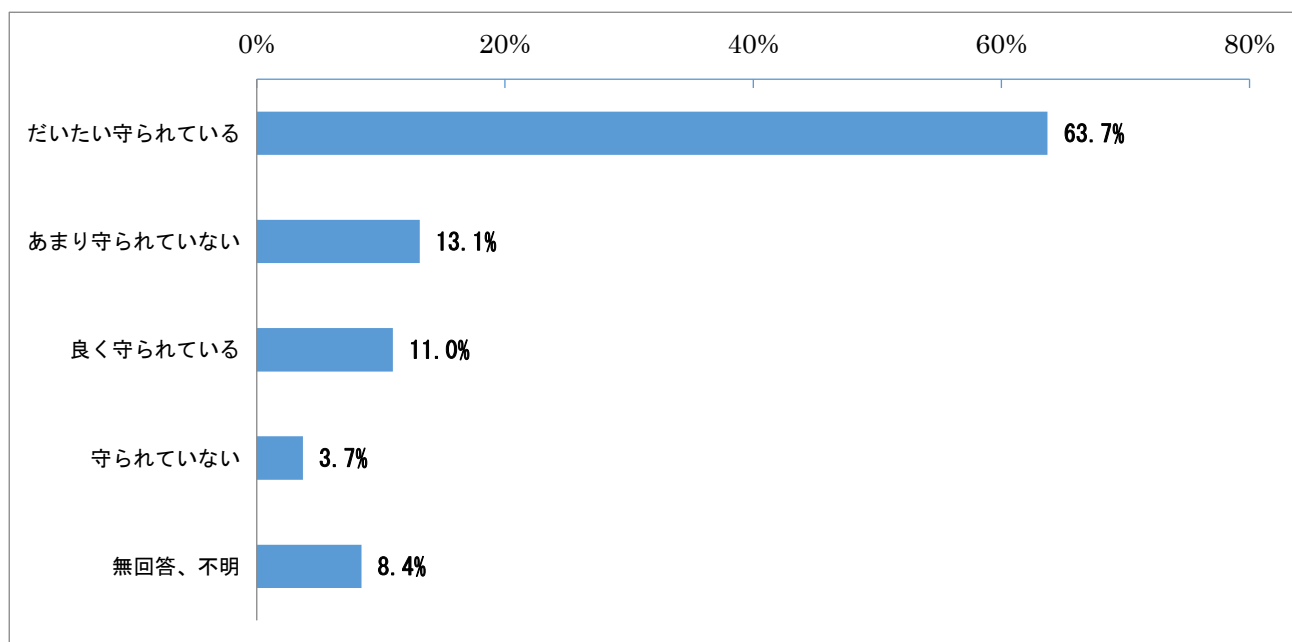
(1) 関心のある人権について



「子どもの人権 (いじめ、児童虐待等)」(10.7%) や「障害のある人とその家族の人権」(9.5%)、「高齢者の人権」(8.5%)、「女性の人権」(8.4%) への関心が高くなっています。

一方で、それほど関心の高くない人権もあり、幅広い人権への関心を深めることが求められています。

(2) 基本的人権の順守について

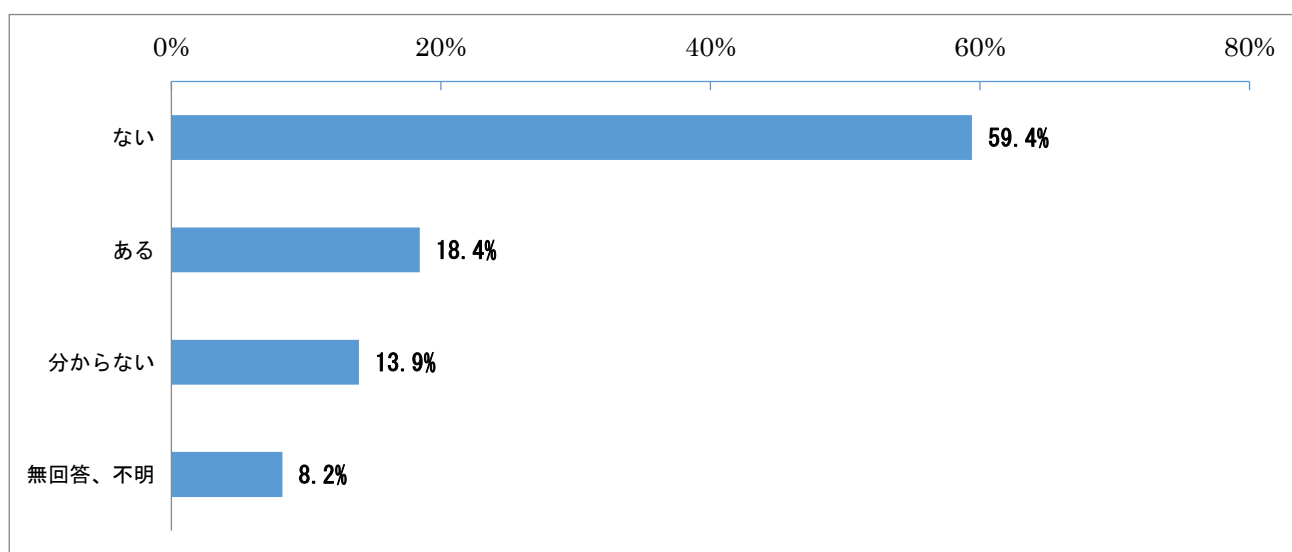


「良く守られている」(11.0%)と「だいたい守られている」(63.7%)を合わせた7割以上は、基本的人権が『守られている』としています。

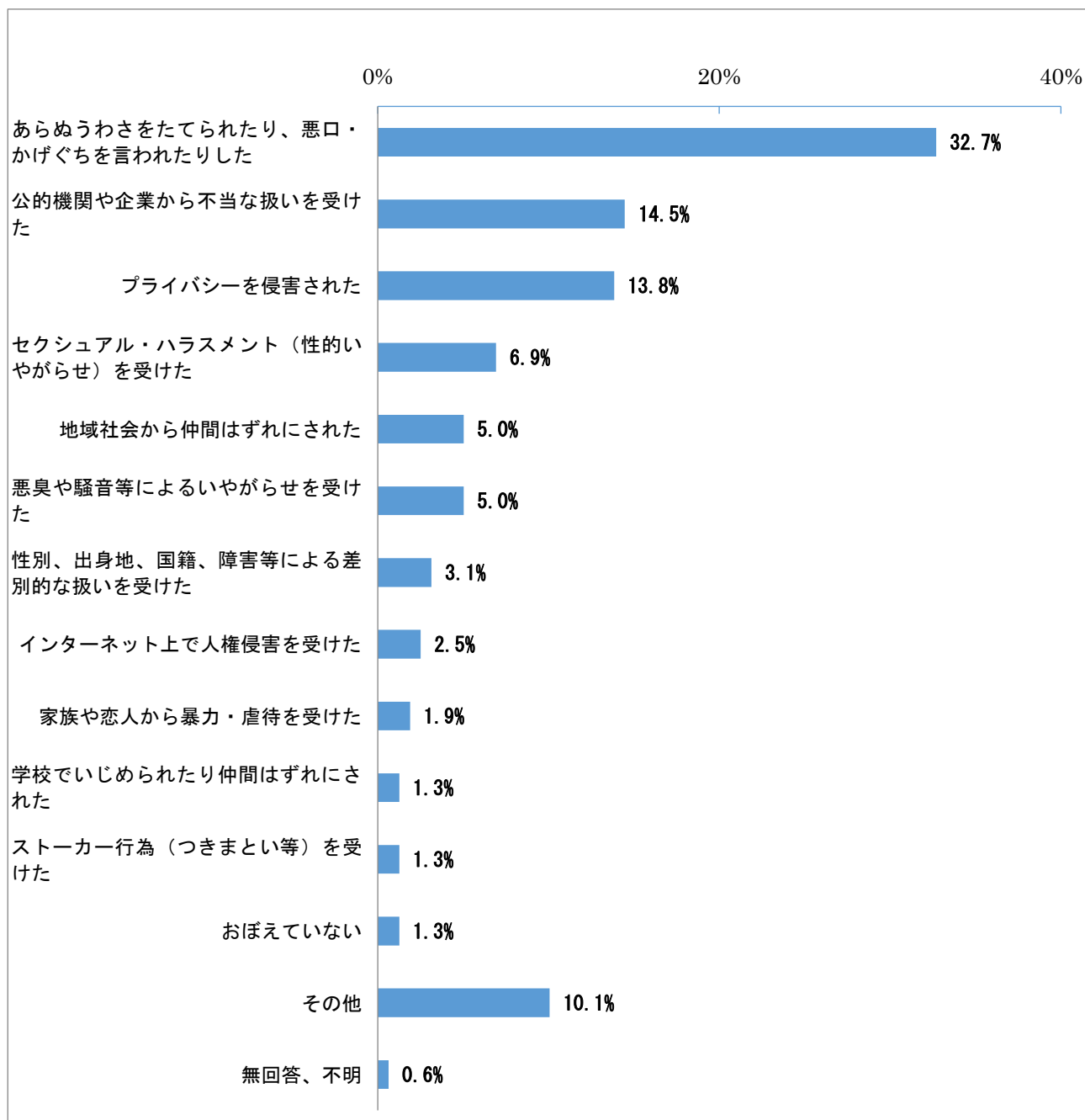
一方で、「あまり守られていない」(13.1%)と「守られていない」(3.7%)を合わせた『守られていない』とする人が16.8%もいます。

正しい人権意識を持ち、日常生活で人権を尊重した行動をとることが求められています。

(3) 人権侵害を感じた経験について



(4) 経験した人権侵害の内容について

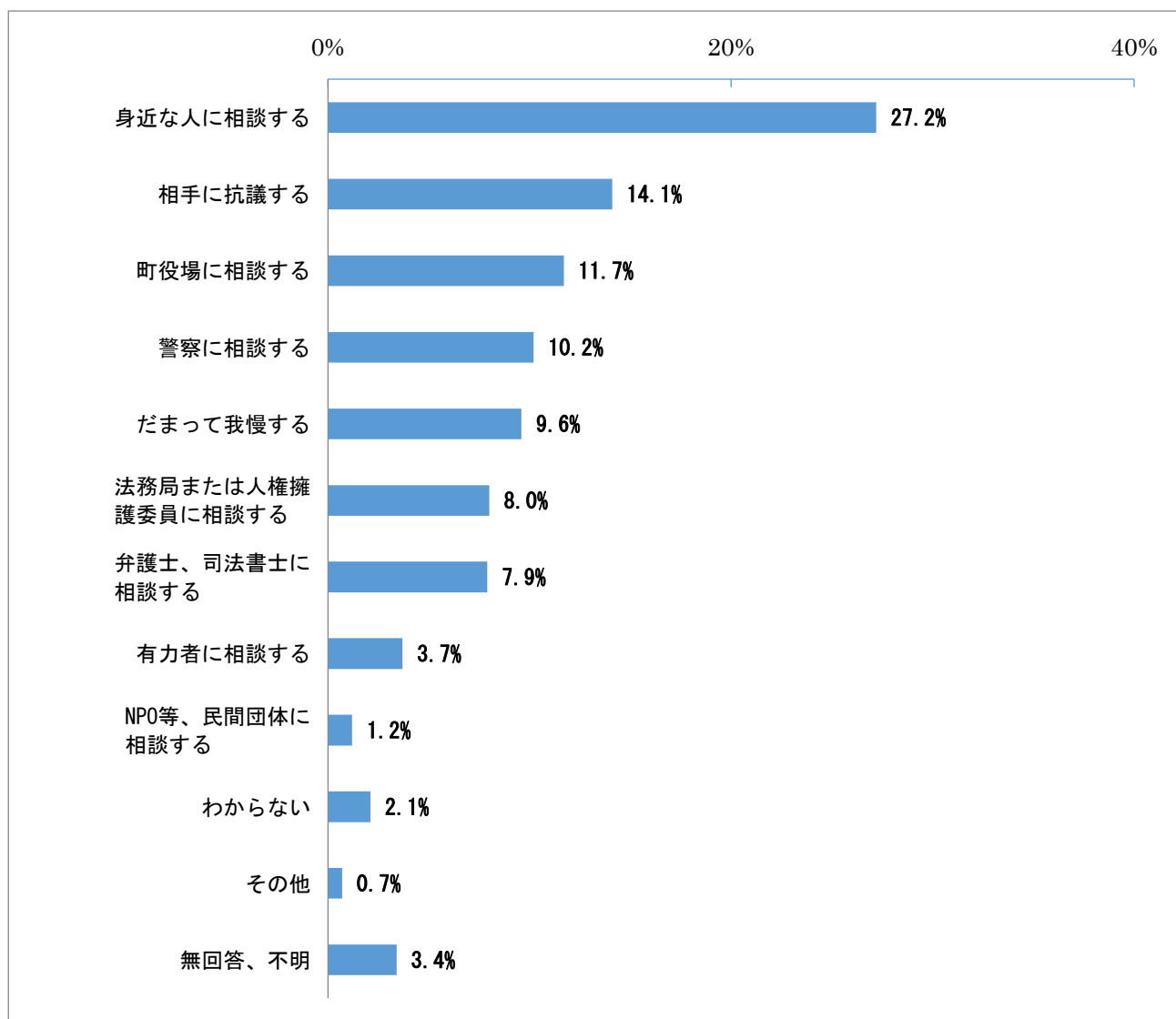


(3) について、「ある」と答えた人が2割弱います。

(4) では、複数回答の中で、「あらぬうわさをたてられたり、悪口・かげぐちを言われたりした」、「公的機関や企業から不当な扱いを受けた」、「プライバシーを侵害された」が6割を占めています。

誰もが互いに人格と個性を尊重する社会づくりが求められています。

(5) 人権侵害をされたときの対応について

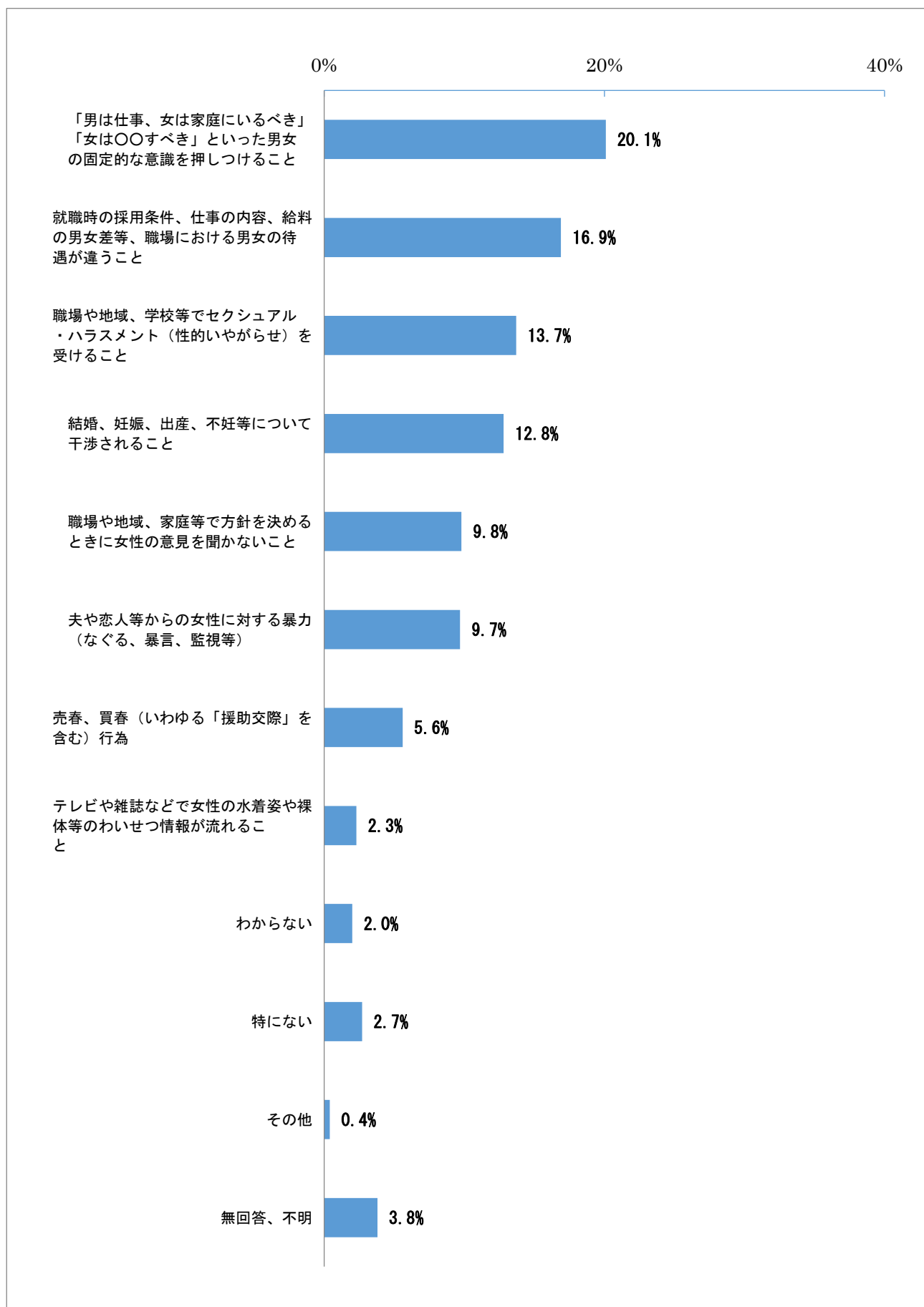


「身近な人に相談する」(27.2%)が最も高く、「相手に抗議する」(14.1%)、「町役場に相談する」(11.7%)、「警察に相談する」(10.2%)が10%台で続きます。

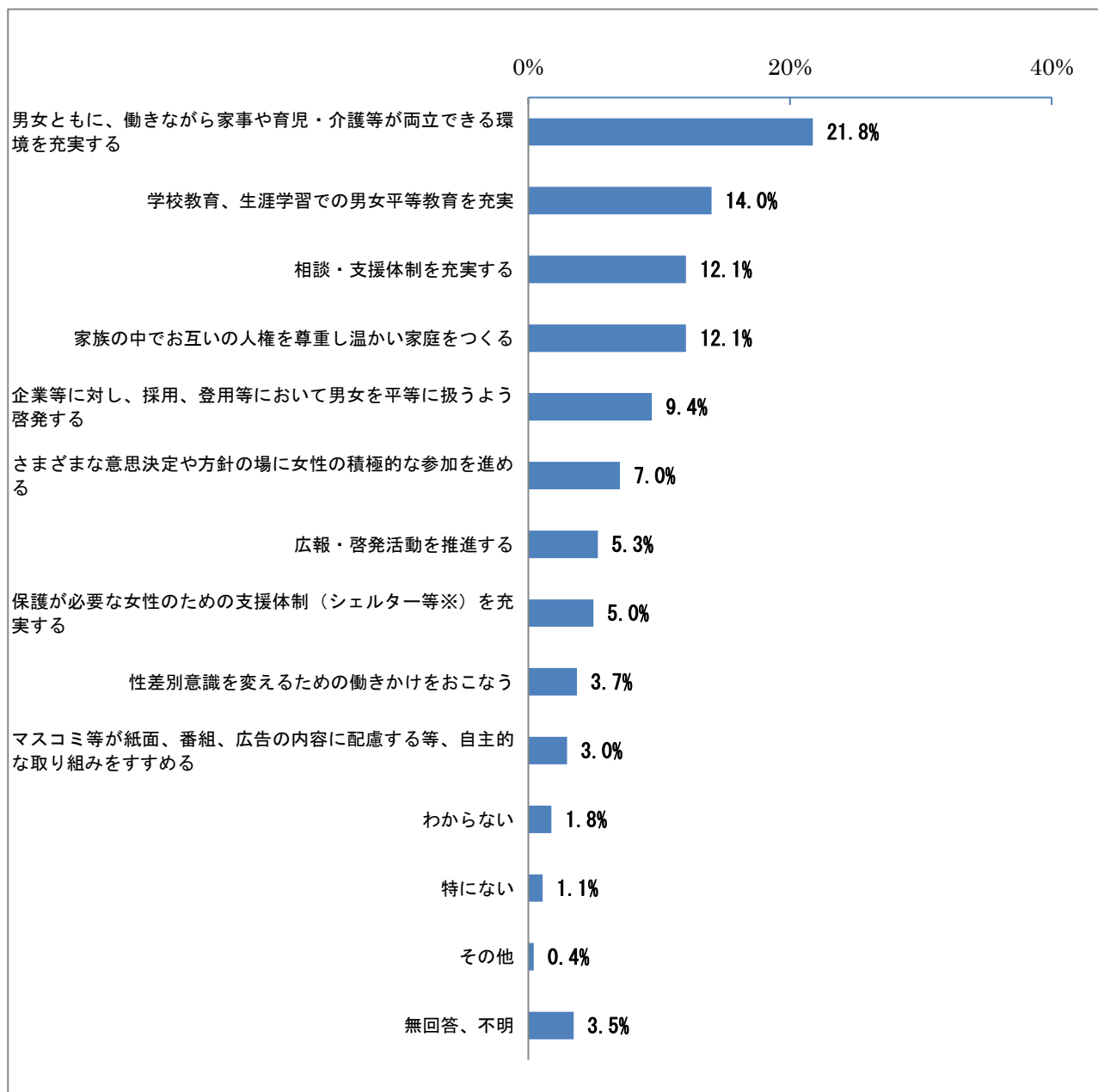
身近な人への相談が多く、役場や警察などの公的機関への相談のしづらさと相談窓口の周知不足が伺えます。

法務局等を含めた公的機関へ気軽に相談できるよう、相談窓口の周知や関係機関との連携強化が求められます。

(6) 女性の人権について問題点があると思うこと



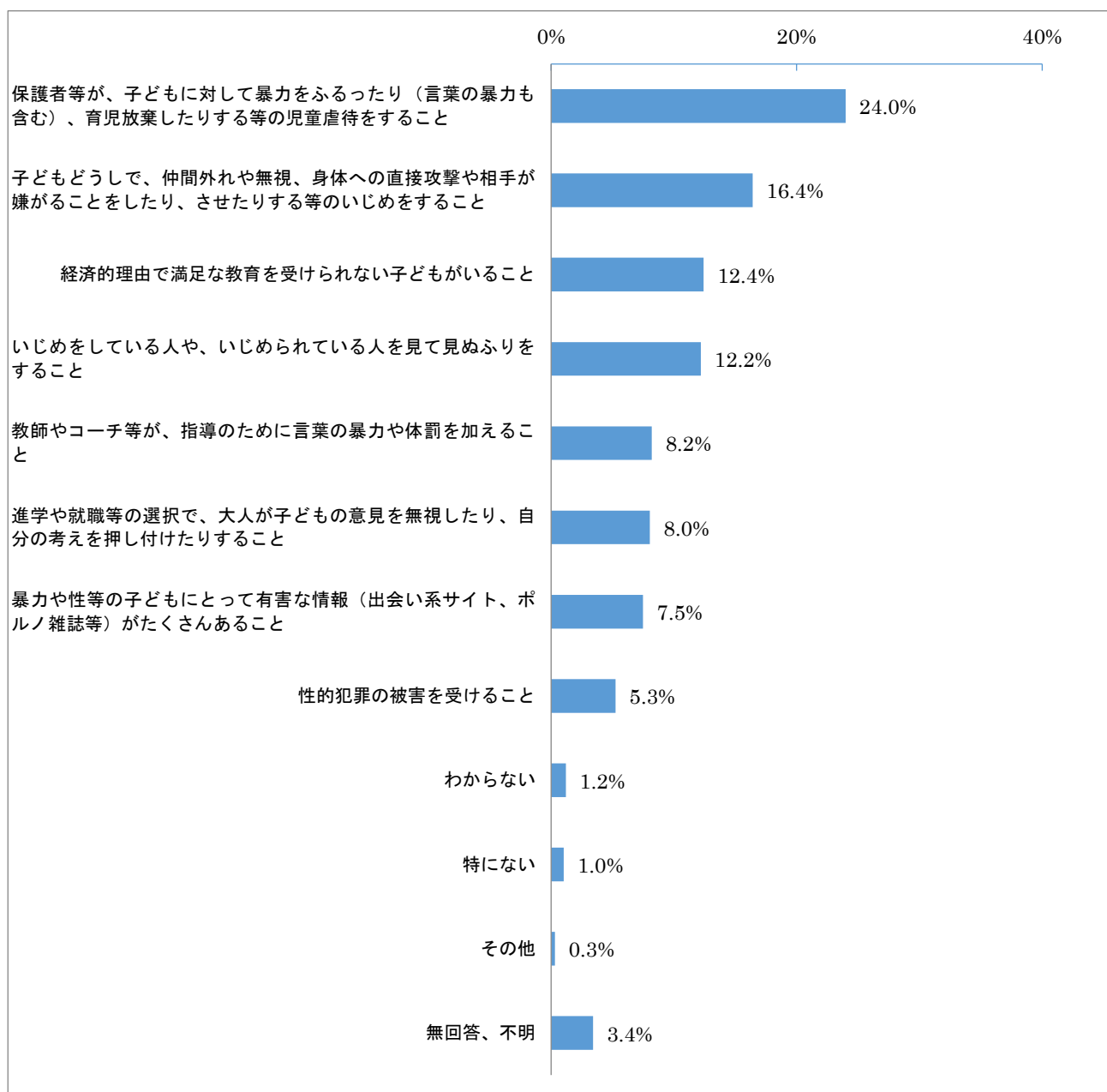
(7) 女性の人権を守るために必要なことは



(6) では『「男は仕事、女は家庭にいるべき」「女は〇〇すべき」といった男女の固定的な意識を押し付けること』(20.1%)が最も高く、「就職時の採用条件、仕事の内容、給料の男女差等、職場における男女の待遇が違うこと」、「職場や地域、学校等でセクシュアル・ハラスメント（性的いやがらせ）を受けること」が続きます。

今もなお、性別で役割を固定的にとらえる意識が残っています。女性の人権を守るためには、男女共同参画への意識啓発、男女が共に働きながら家事・育児・介護などを両立できる環境の整備、配偶者などによる暴力の防止や被害者への支援などが求められます。

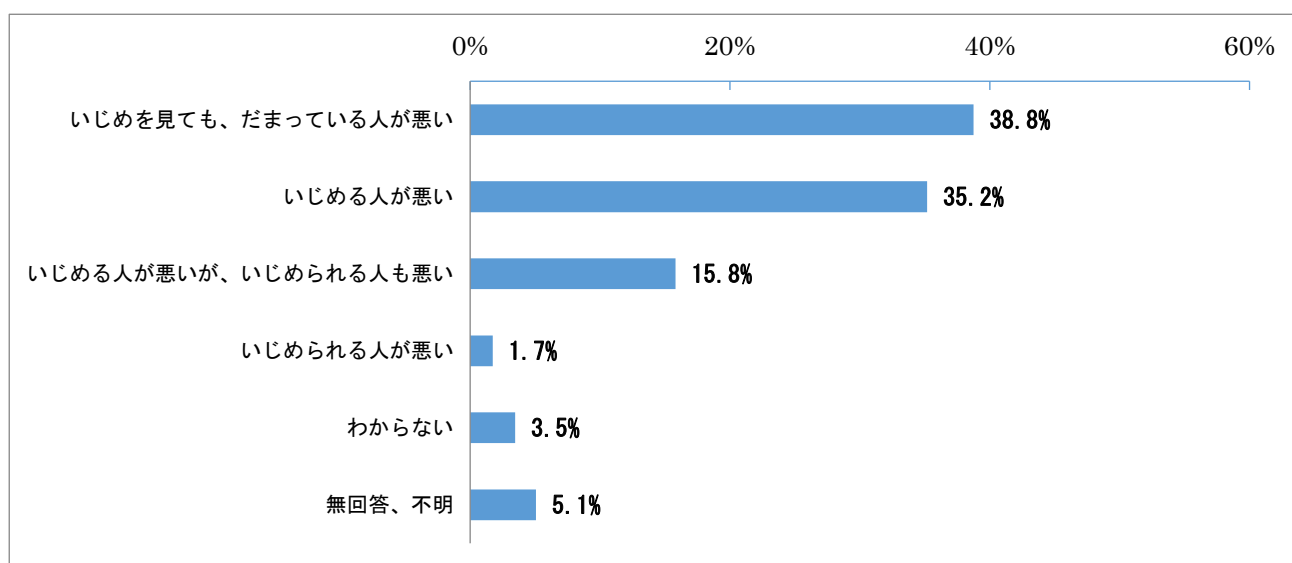
(8) 子どもの人権が守られていないと感じる場面について



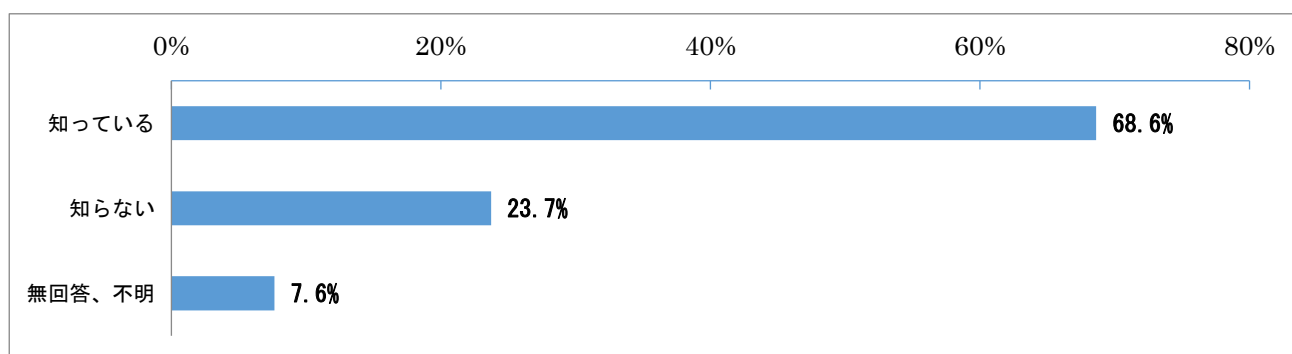
「保護者等が、子どもに対して暴力をふるったり（言葉の暴力も含む）、育児放棄したりする等の児童虐待をすること」（24.0%）がおよそ4分の1を占めています。その後に「子どもどうしで、仲間外れや無視、身体への直接攻撃や相手が嫌がることをしたり、させたりする等のいじめをすること」（16.4%）が続きます。

「保護者などによる虐待」や「いじめ」に関する項目が高い結果となっています。子どもの人権を取り巻く環境は一層厳しい状況となっています。安心して子どもを育てられるように人権を尊重する教育と人権啓発の推進が求められます。

(9) 子どものいじめ問題についてどのように思いますか



(10) 「ネットいじめ」を知っていますか

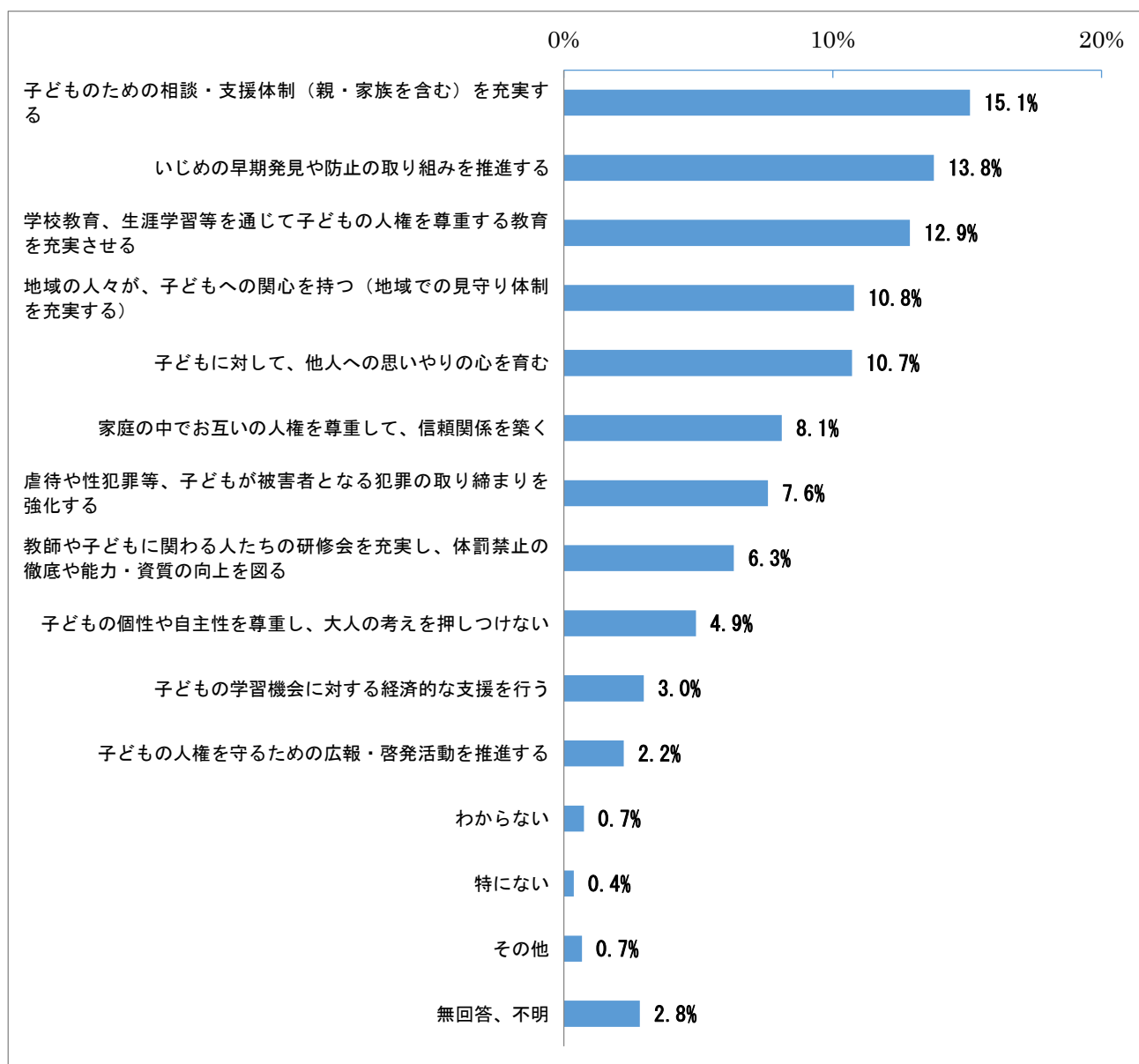


(9) では、「いじめを見てもだまっている人が悪い」(38.8%)、「いじめる人が悪い」(35.2%) で7割を占めますが、「いじめる人が悪いが、いじめられる人も悪い」、「いじめられる人が悪い」を合わせて17.5%となっています。

(10) では、「知っている」が7割近くを占めています。

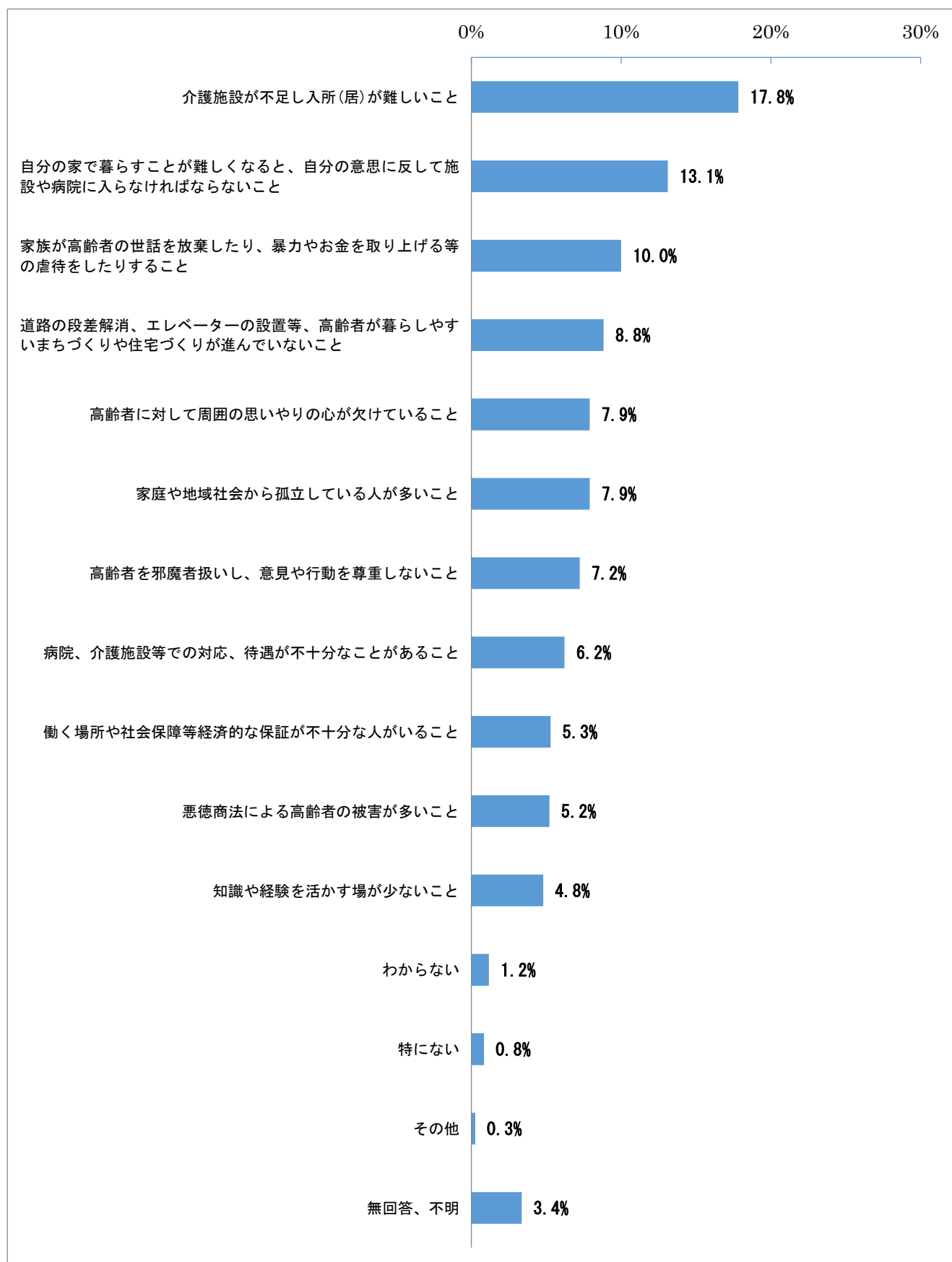
「いじめ」はどのような理由があっても許される行為ではないという認識を浸透させることが求められます。

(11) 子どもの人権を守るために必要なことは

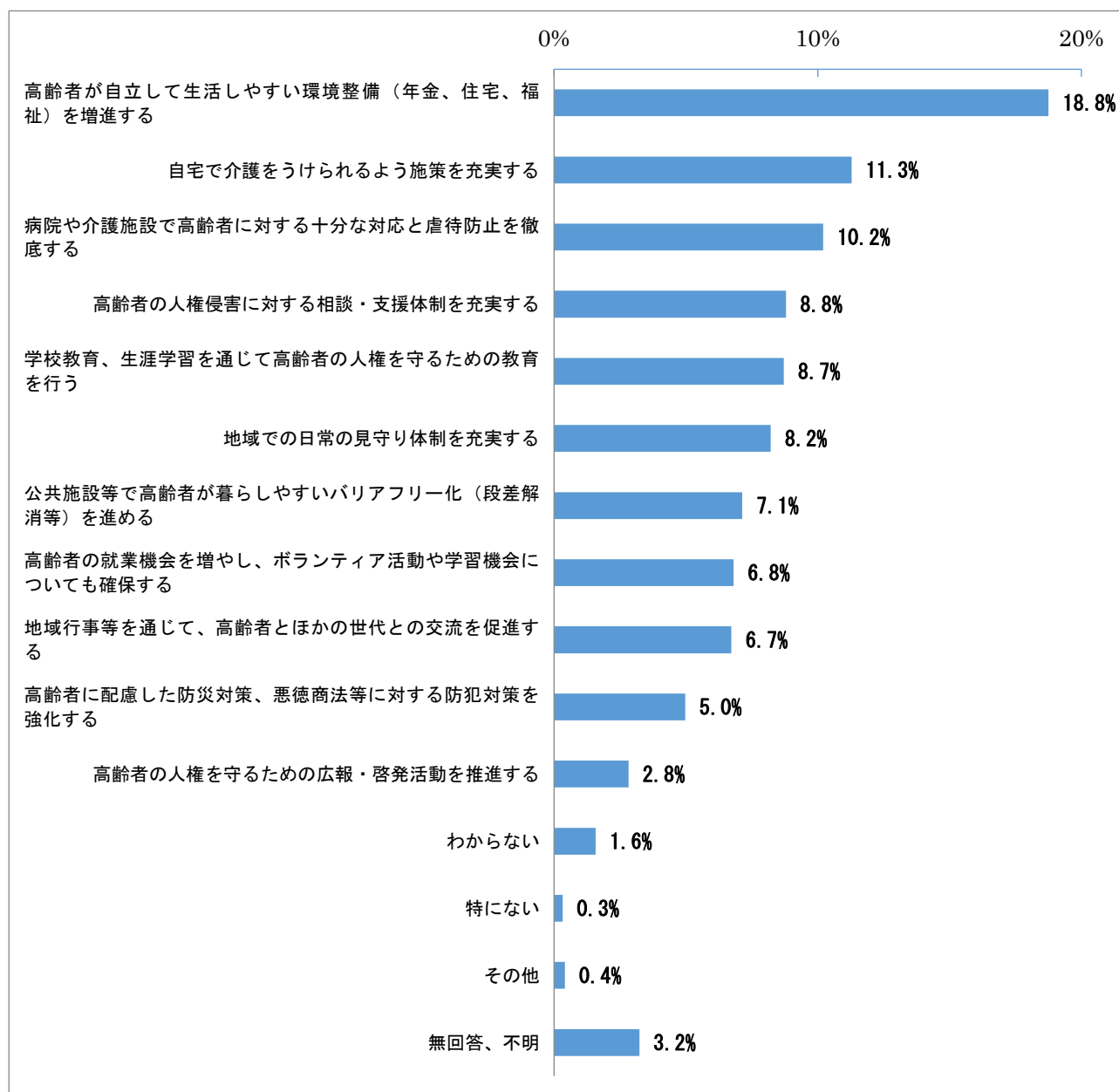


多かった回答順に「子どものための相談・支援体制（親・家族を含む）を充実する」（15.1%）、「いじめの早期発見や防止の取り組みを推進する」（13.8%）、「学校教育、生涯学習等を通じて子どもの人権を尊重する教育を充実させる」（12.9%）、「地域の人々が、子どもへの関心を持つ（地域での見守り体制を充実する）」（10.8%）となっており、子どもの人権を守るためには、学校のみならず家庭や地域での教育と支援体制の重要性が伺えます。

(12) 高齢者の人権に対する問題点について



(13) 高齢者の人権を守るために必要なことは

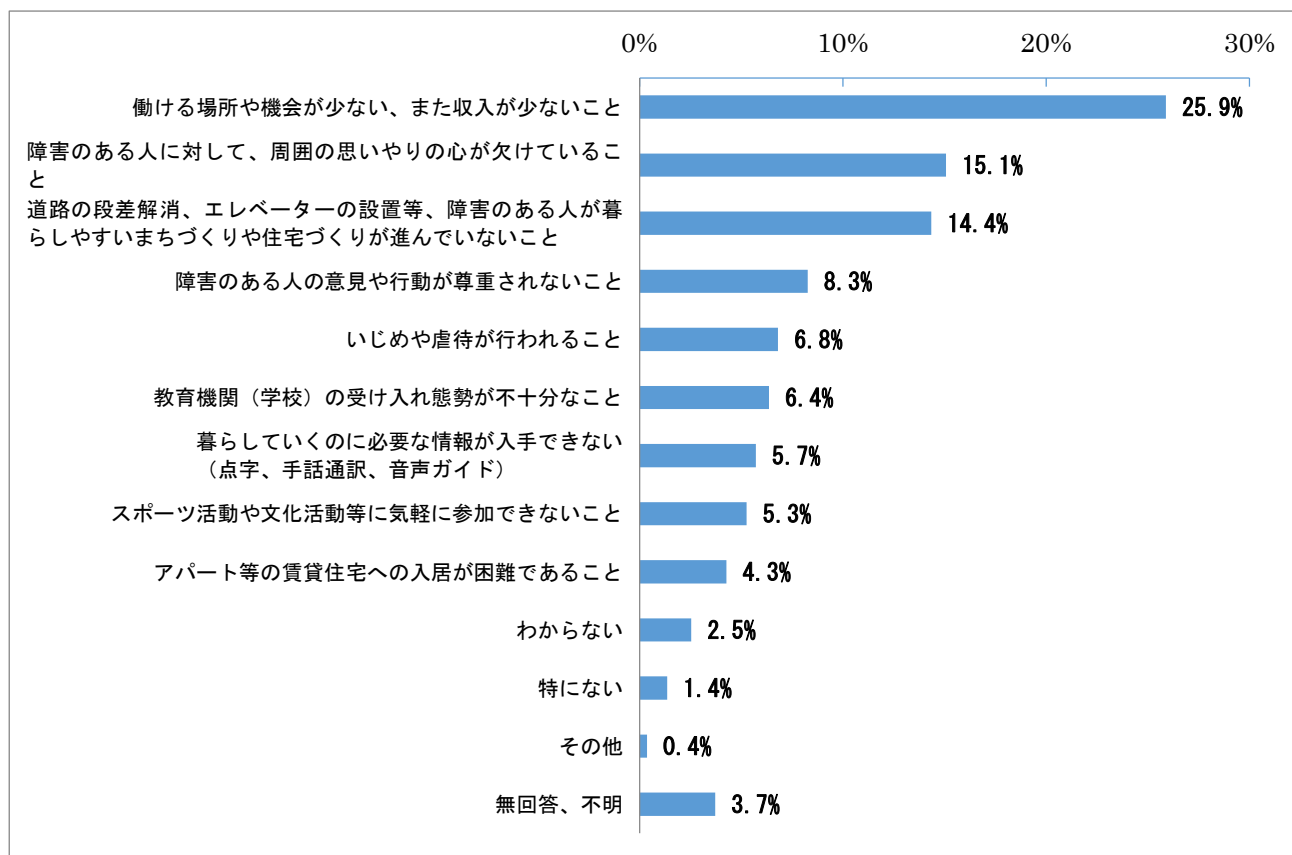


(12) では、「介護施設が不足し入所(居)が難しいこと」(17.8%)、「自分の家で暮らすことが難しくなると、自分の意思に反して施設や病院に入らなければならないこと」(13.1%)を合わせて3割となっています。

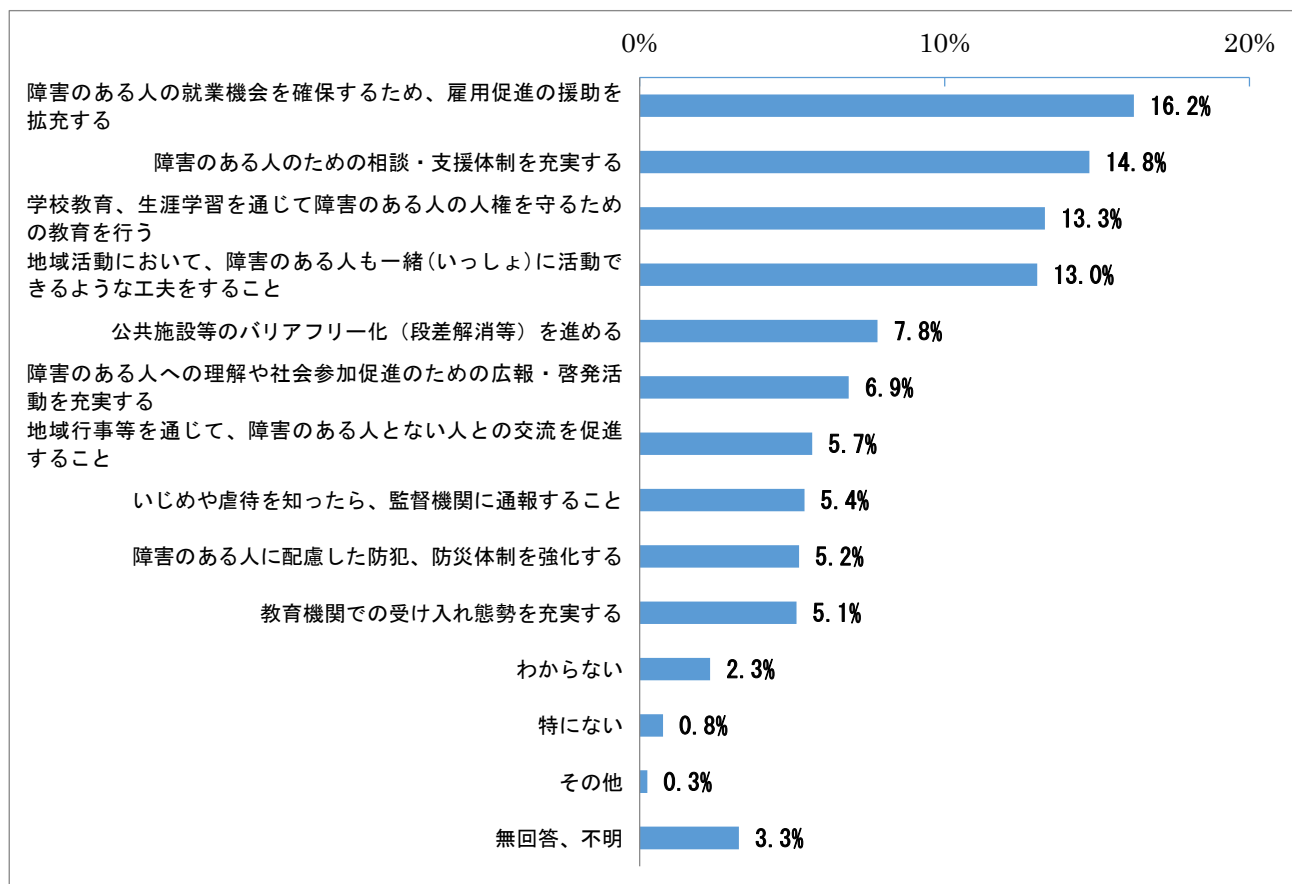
(13) では、「高齢者が自立して生活しやすい環境整備（年金、住宅、福祉）を増進する」(18.8%)、「自宅で介護をうけられるよう施策を充実する」(11.3%)を合わせて3割となっています。

施設の整備も求められますが、高齢者が自立して生活できる環境の整備や高齢者のみの世帯となっても安心して暮らせるまちづくりが求められています。

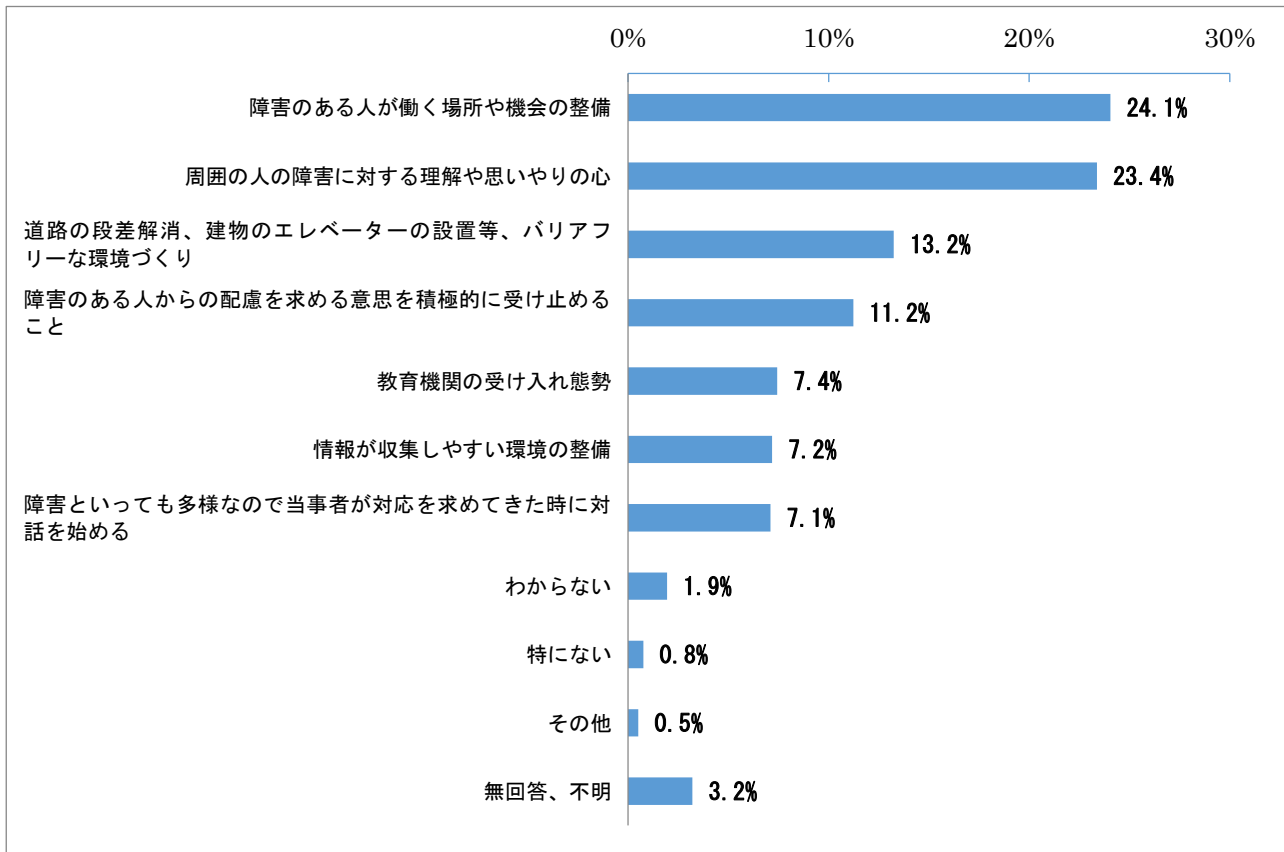
(14) 障害のある人の人権について問題があると思うことは



(15) 障害のある人の人権を守るために必要なことは



(16) 障害のある人が暮らしやすいまちにするために必要な合理的配慮や注意は



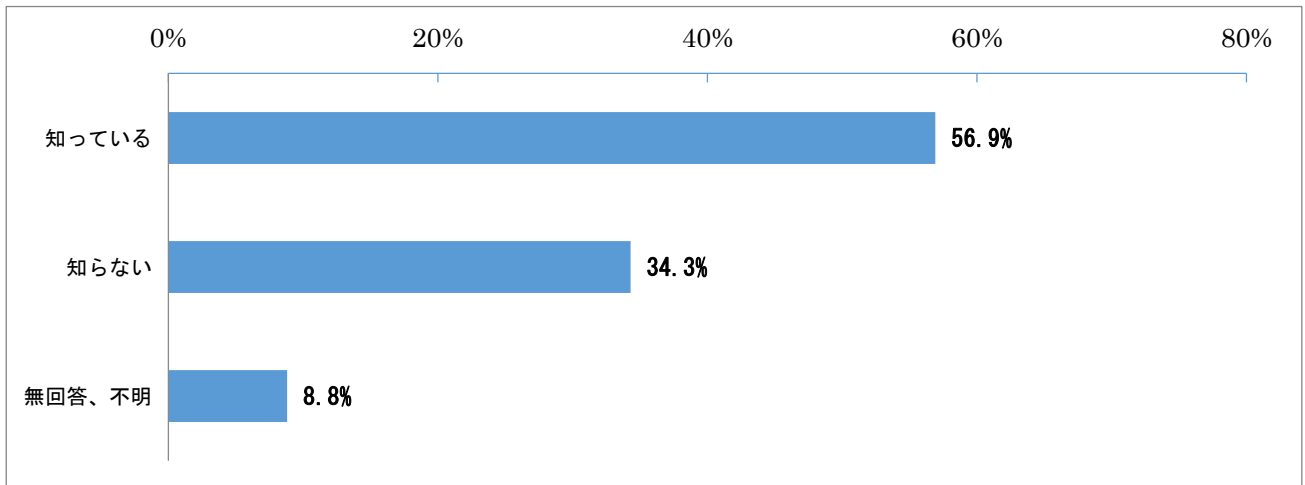
(14) では、「働ける場所や機会が少ない、また収入が少ないこと」(25.9%) が4分の1を占め、「障害のある人に対して、周囲の思いやりの心が欠けていること」(15.1%)、「道路の段差解消、エレベーターの設置等、障害のある人が暮らしやすいまちづくりや住宅づくりが進んでいないこと」(14.4%) で合わせておよそ3割となっています。

(15) では、「障害のある人の就業機会を確保するため、雇用促進の援助を拡充する」(16.2%)、「障害のある人のための相談・支援体制を充実する」(14.8%) で合わせて3割を超えています。

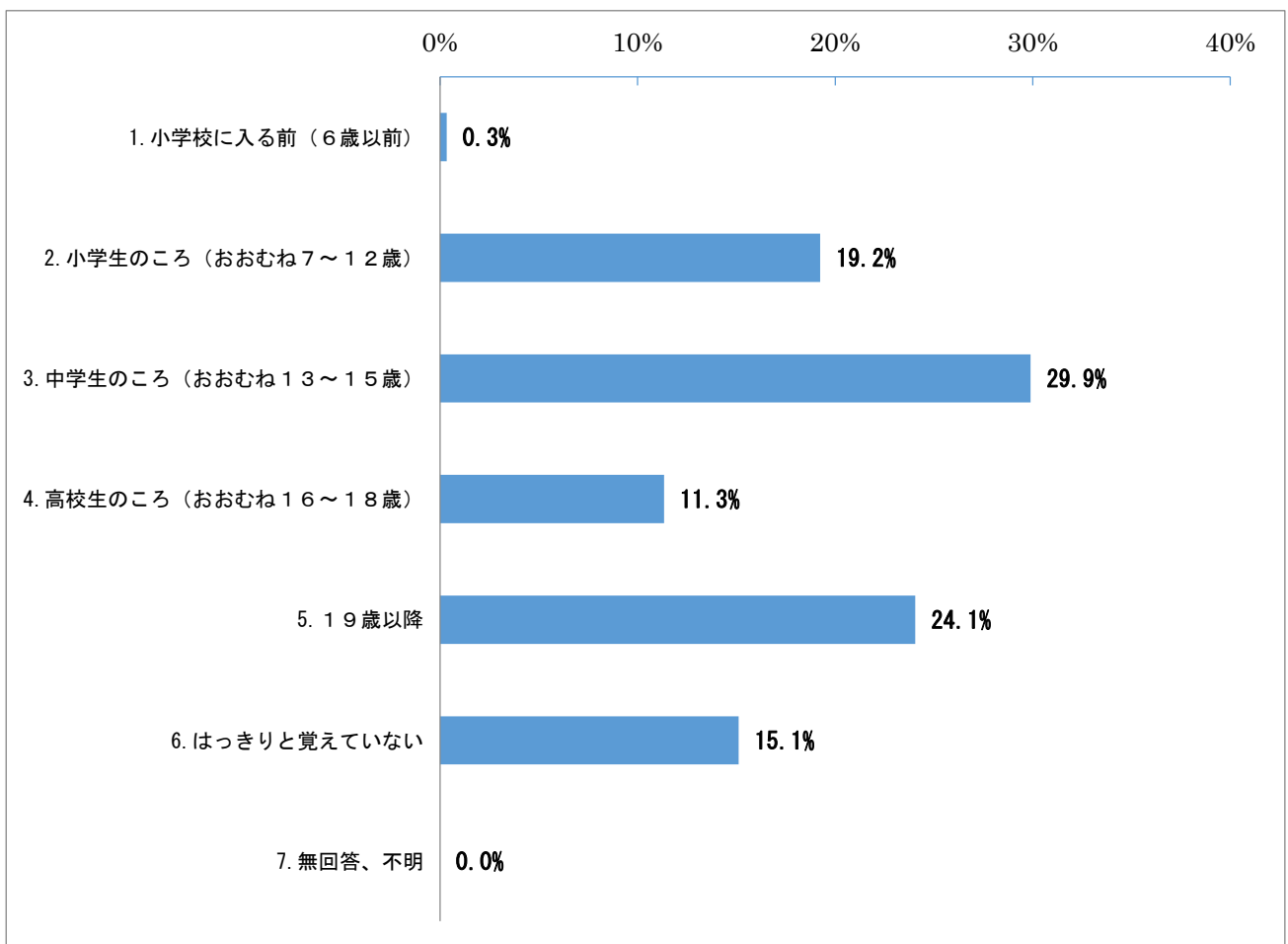
(16) では、「障害のある人が働く場所や機会の整備」で24.1%、「周囲の人の障害に対する理解や思いやりの心」で23.4%となっています。

障害のある人の働く場所や機会の整備が不十分であるとともに理解が十分ではない状況です。誰もが互いに人格と個性を尊重し合い、共に支え合える社会づくりを目指して、障害のある人の自立と社会参加を支援する取り組みが求められています。

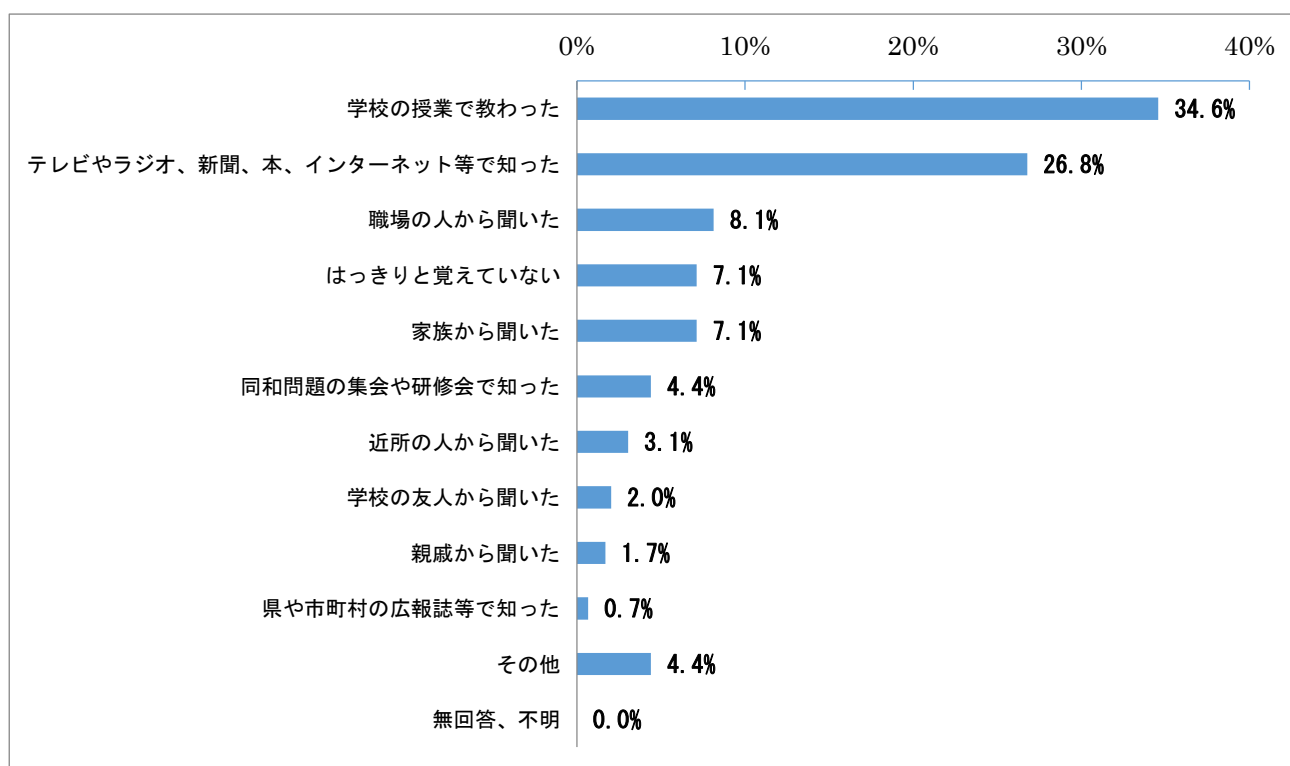
(17) 同和地区（被差別部落）や同和問題（部落差別問題）があることを知っていますか



(18) 同和問題や同和地区を知った時期について



(19) 同和問題や同和地区のことを知ったきっかけは何ですか



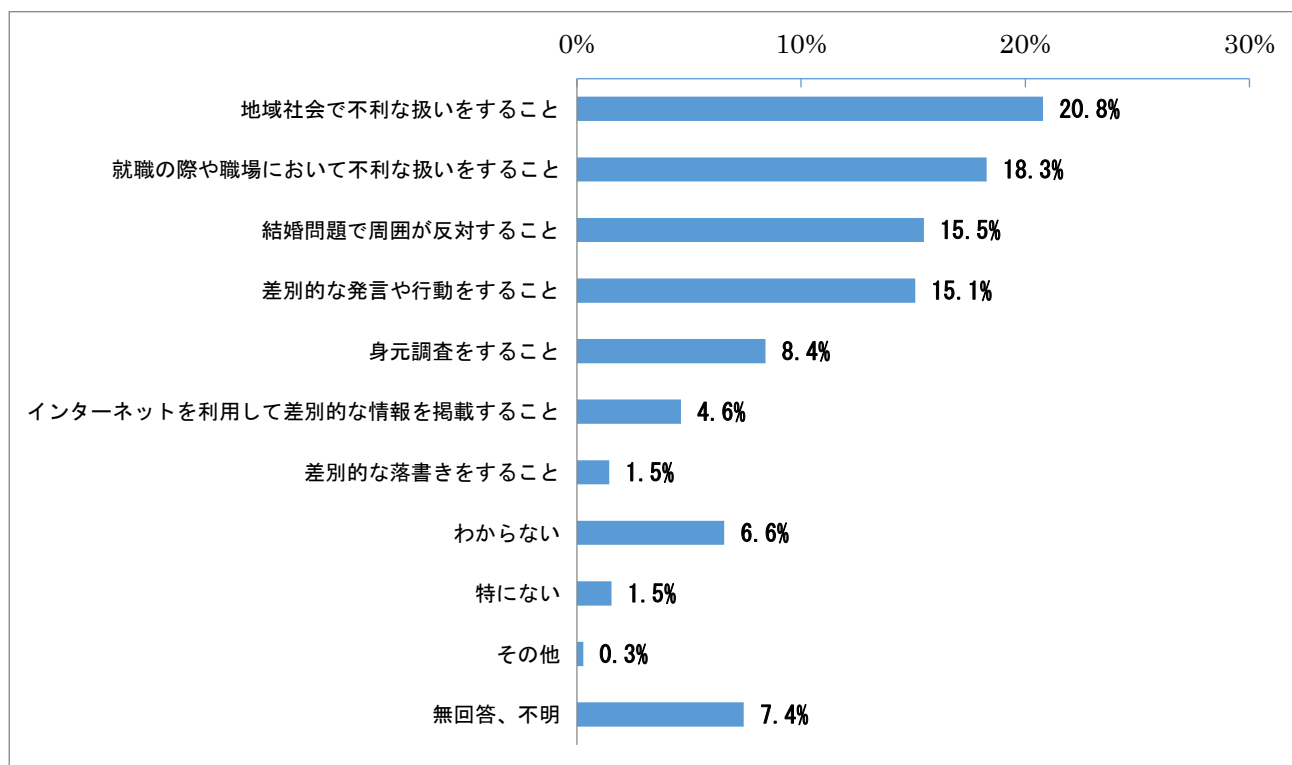
(17) では、同和地区や同和問題があることを「知らない」との回答が34%を超えています。

(18) では「はっきりと覚えていない」など認知の低さと同和教育を受けても記憶に残っていない人が多いことが伺えます。

(19) では、特に多かった回答が「学校の授業で教わった」、「テレビやラジオ、新聞、本、インターネット等で知った」で、合わせて6割を超えています。

町民一人ひとりが同和問題の正しい理解を深めるために、学校や地域など、あらゆる場における人権教育、同和教育及び人権啓発の推進が求められています。

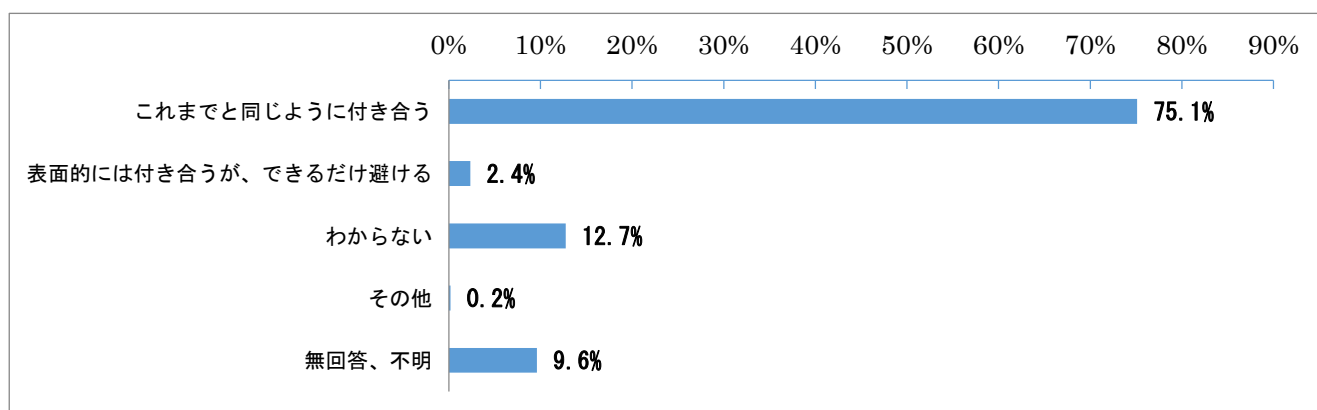
(20) 同和問題で、特に問題があると思われるのはどのようなことですか



「地域社会で不利な扱いをすること」(20.8%)、「就職の際や職場において不利な扱いをすること」(18.3%)、「結婚問題で周囲が反対すること」(15.5%)や「差別的な発言や行動をすること」(15.1%)が高くなっています。

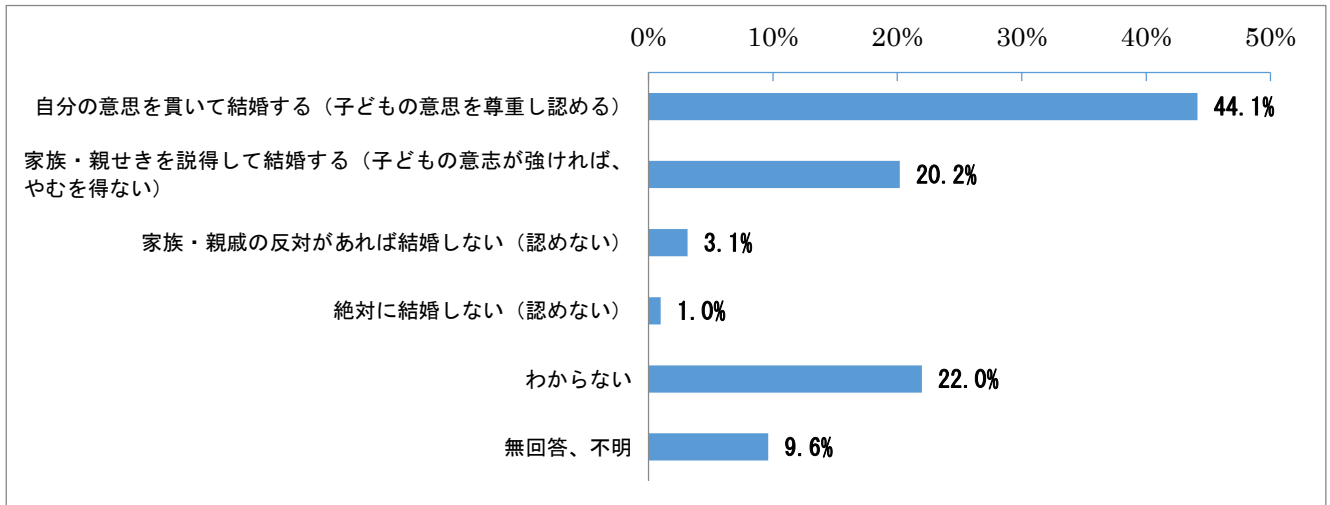
身近な問題が重要視されており、これらの問題の解消が求められています。

(21) 親しく付き合っている友人等が同和地区出身者とわかった場合どうしますか



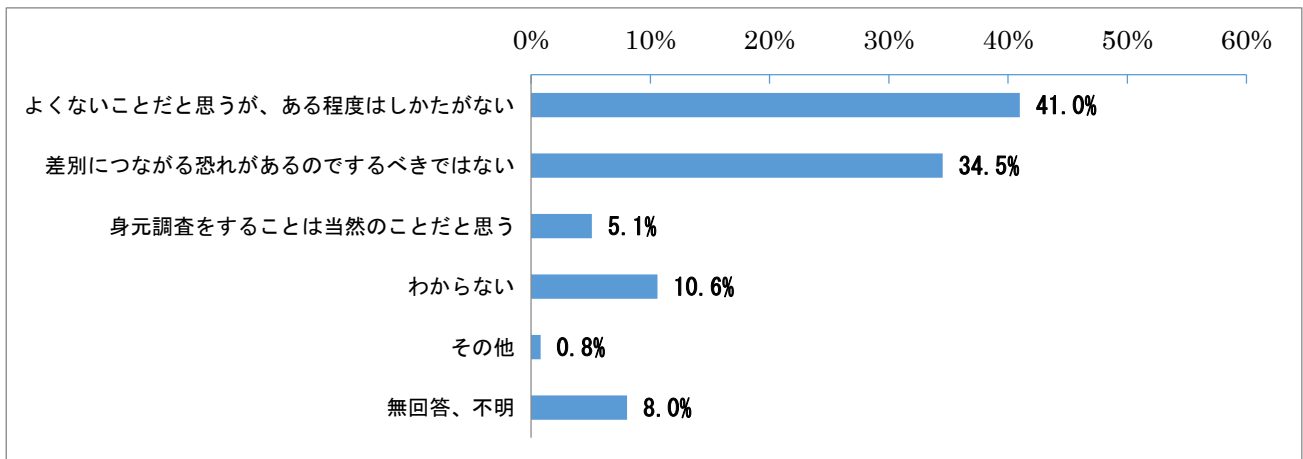
「これまでと同じように付き合う」(75.1%)が多数を占めています。一方で「表面的には付き合うが、できるだけ避ける」(2.4%)という回答もあり、同和地区に対する偏見が依然として残っていると考えられます。

(22) あなた本人やあなたの子どもが、結婚しようとする相手が同和地区出身者であるとわかり、家族や親せきから強い反対を受けた場合、あなたはどうしますか



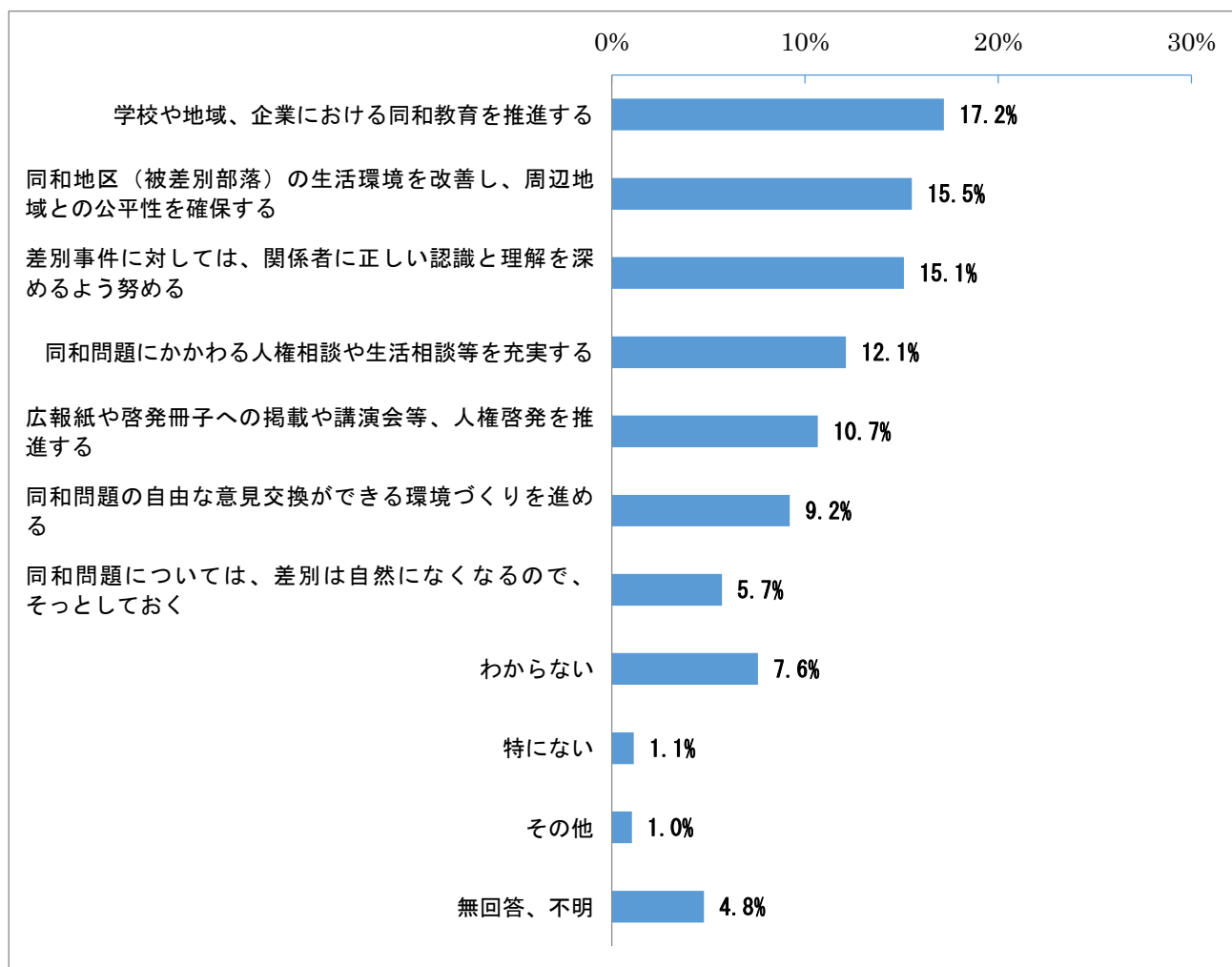
半数近くが「自分の意思を貫いて結婚する（子どもの意思を尊重し認める）」（44.1%）としていますが、「家族・親せきを説得して結婚する（子どもの意志が強ければ、やむを得ない）」とする消極的な是認者が2割を超えています。「家族・親戚の反対があれば結婚しない（認めない）」（3.1%）、「絶対に結婚しない（認めない）」（1.0%）を合わせると4.1%となり同和地区に対する偏見が依然として残っていると考えられます。

(23) あなたは身元調査についてどのように考えますか



身元調査については、「よくないことだと思うが、ある程度はしかたがない」（41.0%）が最も多く、「身元調査をすることは当然のことだと思う」（5.1%）を合わせると半数近くが身元調査を容認している結果となりました。「差別につながる恐れがあるのではありません」（34.5%）との回答が3分の1程であり、差別や人権侵害につながる身元調査をなくすよう積極的に取り組む必要があります。

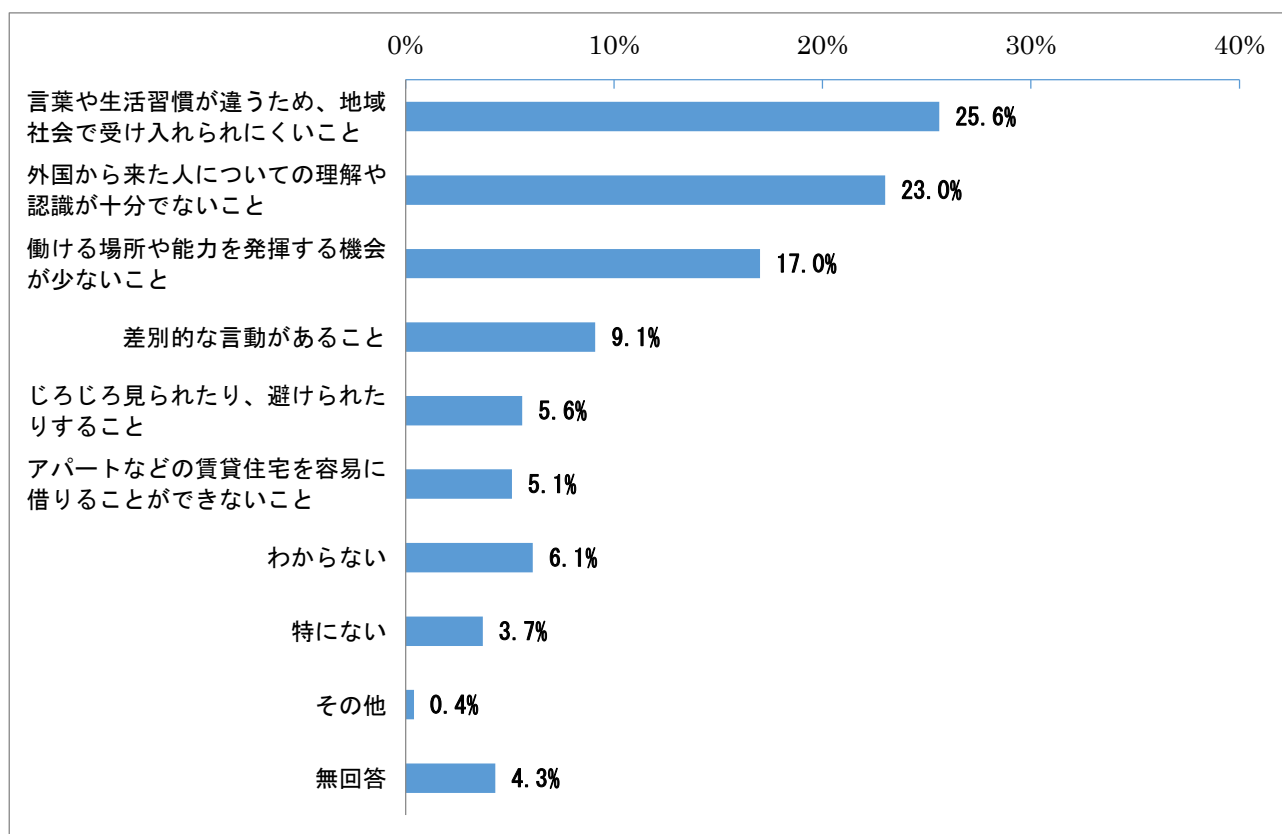
(24) 同和問題を解決するために、どのようなことが必要だと思いますか



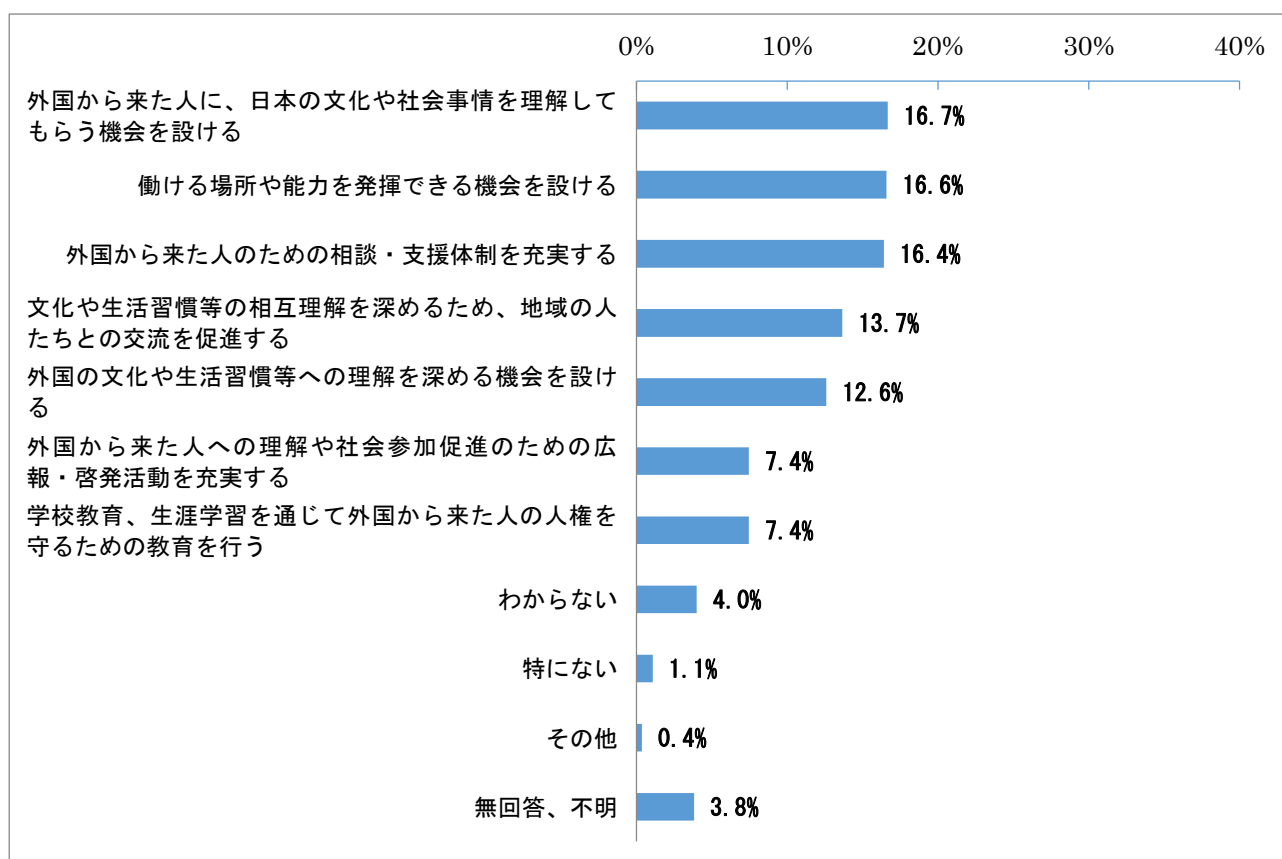
同和問題の解決に必要なことについては、「学校や地域、企業における同和教育を推進する」（17.2%）、次いで「同和地区（被差別部落）の生活環境を改善し、周辺地域との公平性を確保する」（15.5%）、「差別事件に対しては、関係者に正しい認識と理解を深めるよう努める」（15.1%）が高くなっています。

今後さらに人権・同和教育を各学校で推進していく必要があり、多岐にわたって同和問題解消への幅広い対応が求められています。

(25) 外国から来た人の人権について、問題があると思うことは



(26) 外国から来た人の人権を守るために必要なことは



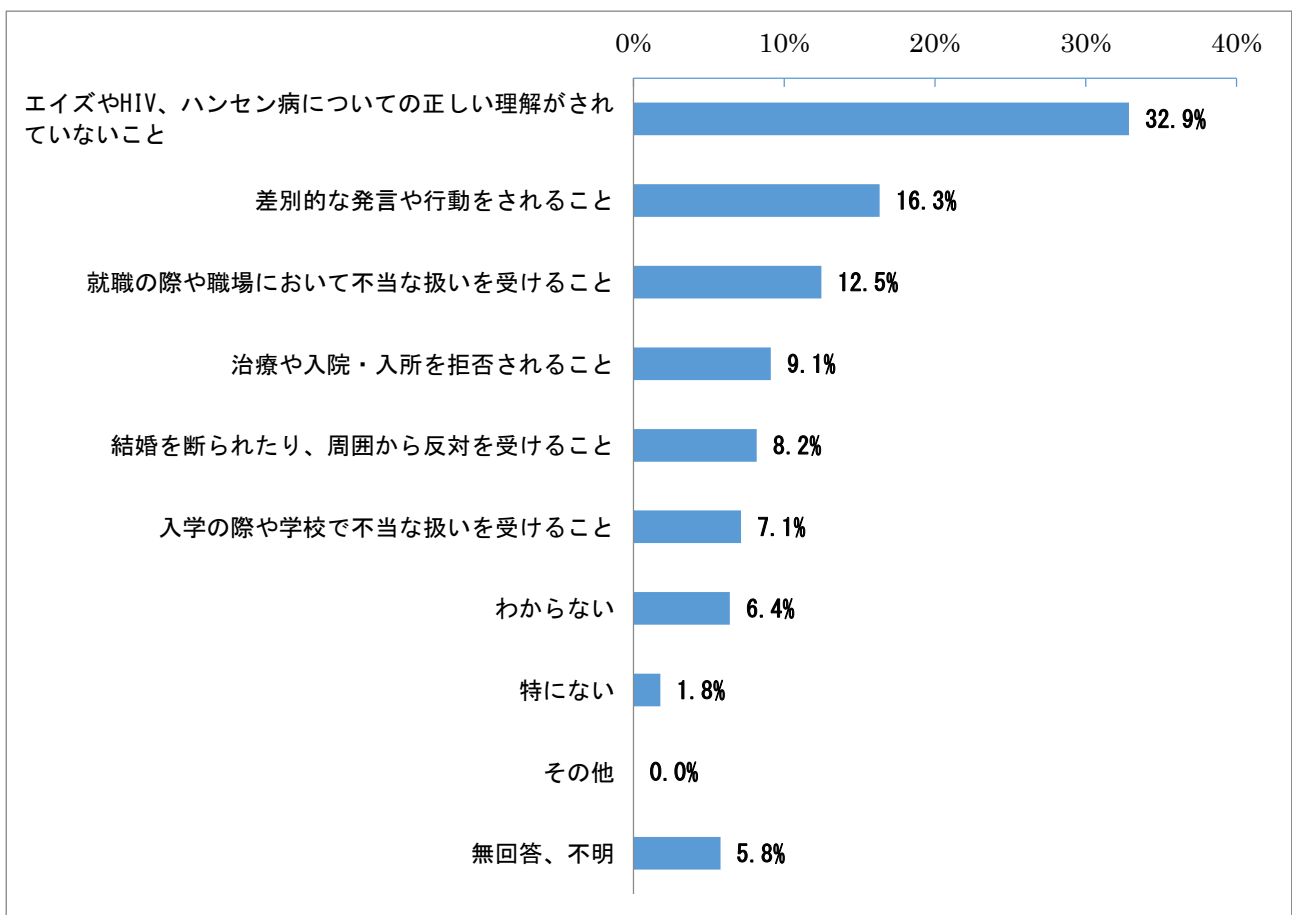
(25) では、「言葉や生活習慣が違うため、地域社会で受け入れられにくいこと」(25.6%) が最も高く、次いで「外国から来た人についての理解や認識が十分でないこと」(23.0%)、「働ける場所や能力を発揮する機会が少ないこと」(17.0%)、「差別的な言動があること」(9.1%) となっています。

(26) では、「外国から来た人に、日本の文化や社会事情を理解してもらう機会を設ける」(16.7%)、「働ける場所や能力を発揮できる機会を設ける」(16.6%)、「外国から来た人のための相談・支援体制を充実する」(16.4%) が高くなっています。

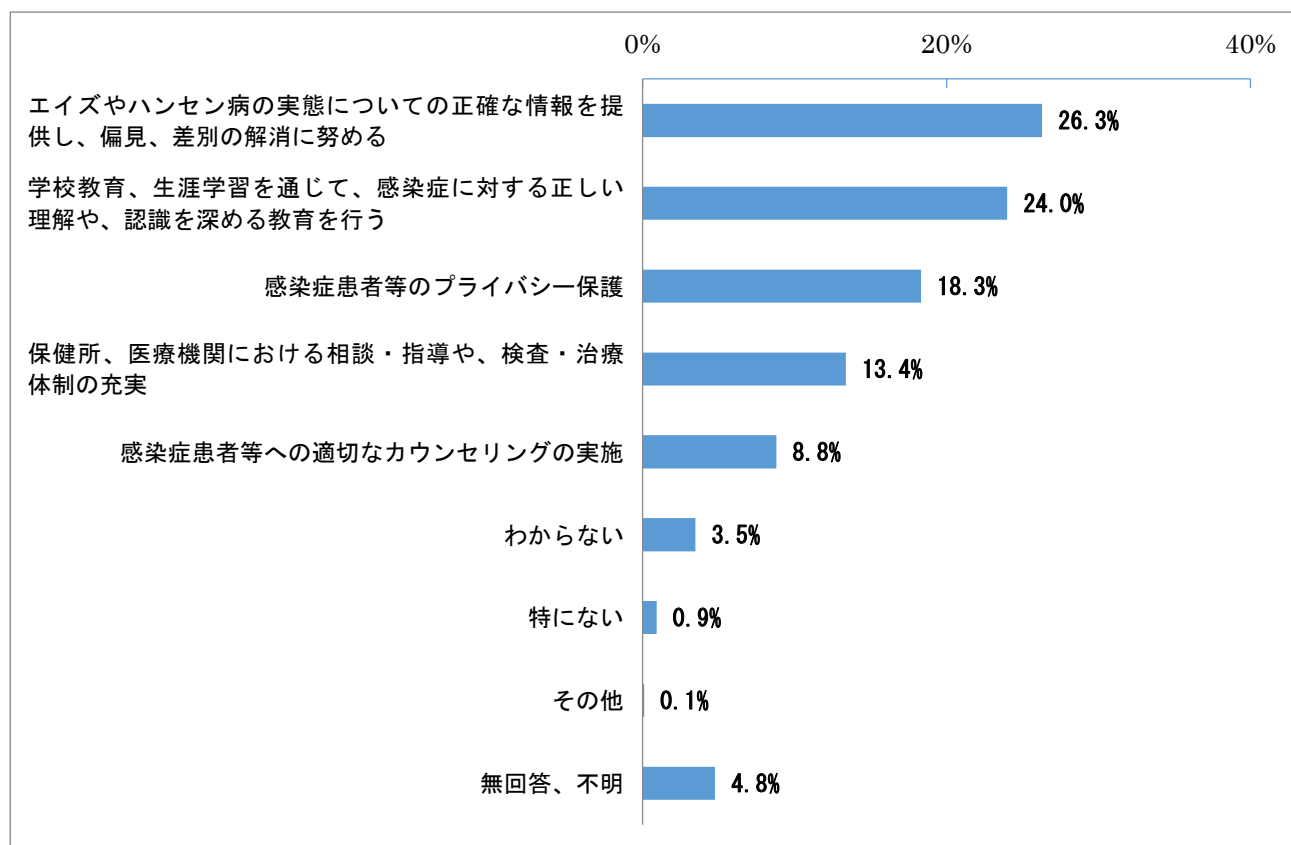
外国から来た人という理由による諸活動への参加制限などの状況が表れています。

外国から来た人の持つ文化や多様性を受け入れ、異なる文化を理解し尊重できる交流活動が求められます。

(27) 感染症患者等の人権について、問題があると思うことは



(28) 感染症患者等の人権を守るために必要なことは



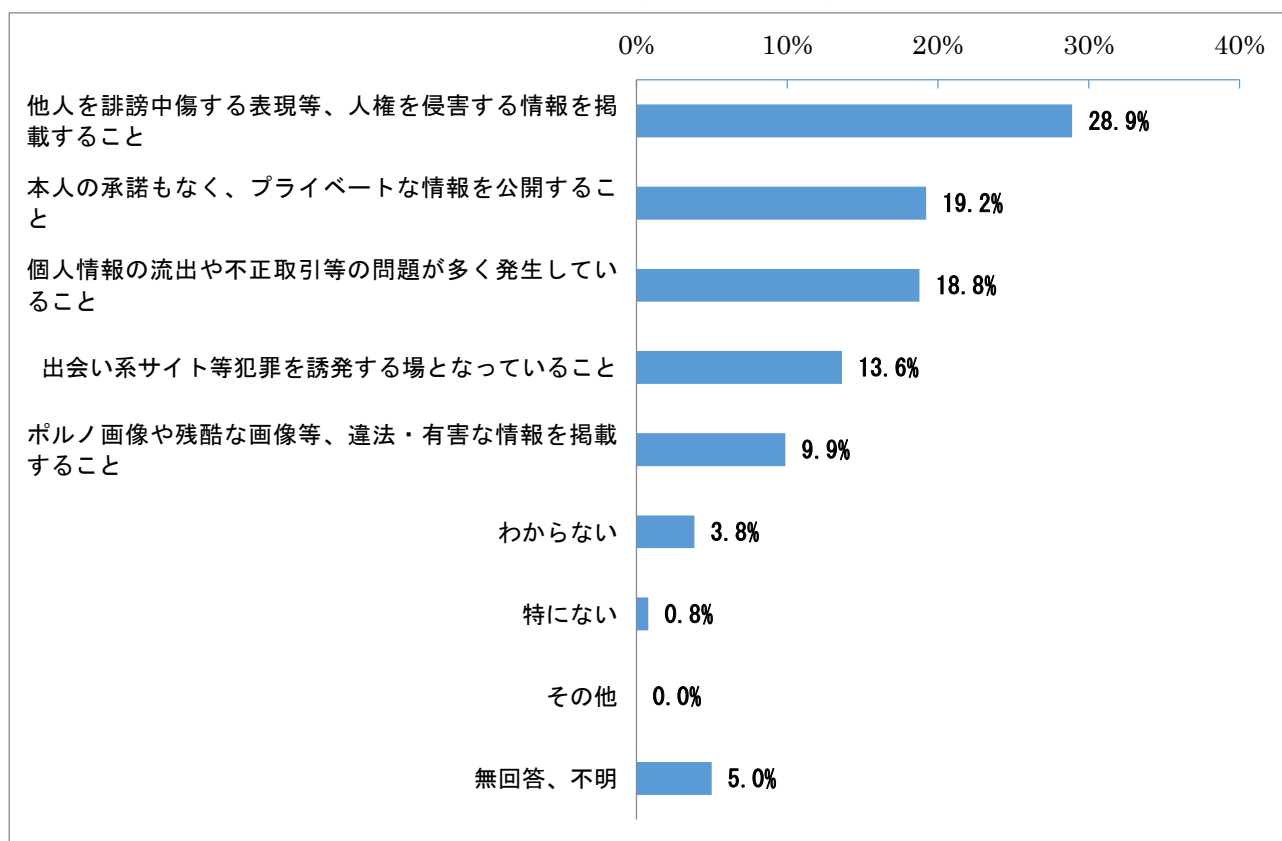
(27) では、「エイズや HIV、ハンセン病についての正しい理解がされていないこと」(32.9%) が 3 割を超えています。

また、「差別的な発言や行動をされること」(16.3%) と、「就職の際や職場において不当な扱いを受けること」(12.5%) を合わせて 3 割弱となっています。

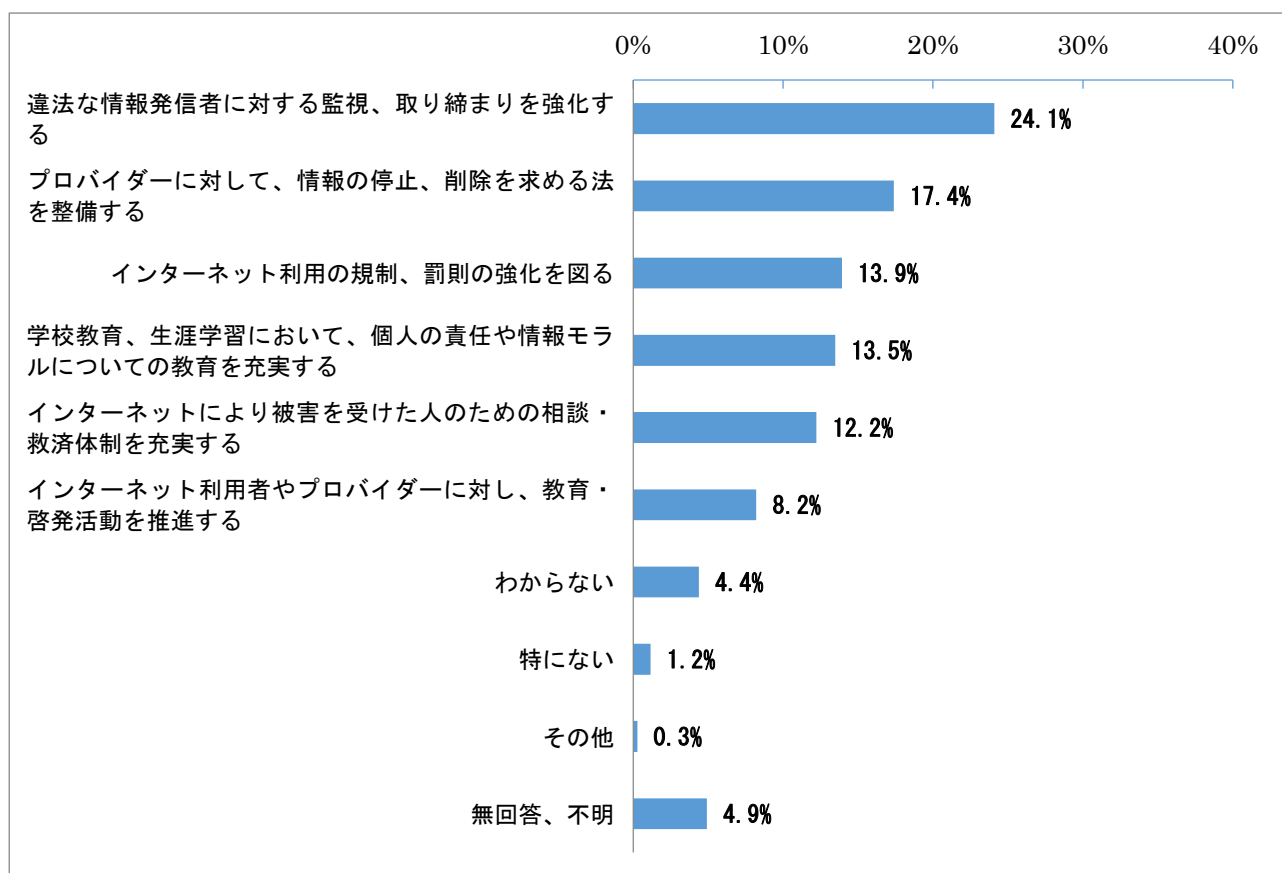
(28) では、「エイズやハンセン病の実態についての正確な情報を提供し、偏見、差別の解消に努める」(26.3%)、次いで「学校教育、生涯学習を通じて、感染症に対する正しい理解や、認識を深める教育を行う」(24.0%) となっています。

感染症に関する正しい知識が不足していることがわかります。差別や偏見の解消に向け、正しい知識を義務教育の段階から教育をとおして社会全体に浸透させていくこと、プライバシーに配慮し、感染症患者やハンセン病元患者等の人権を損なうことのない医療体制などが求められています。

(29) インターネットによる人権侵害について、問題があると思うことは



(30) インターネットによる人権侵害をなくすために必要なことは

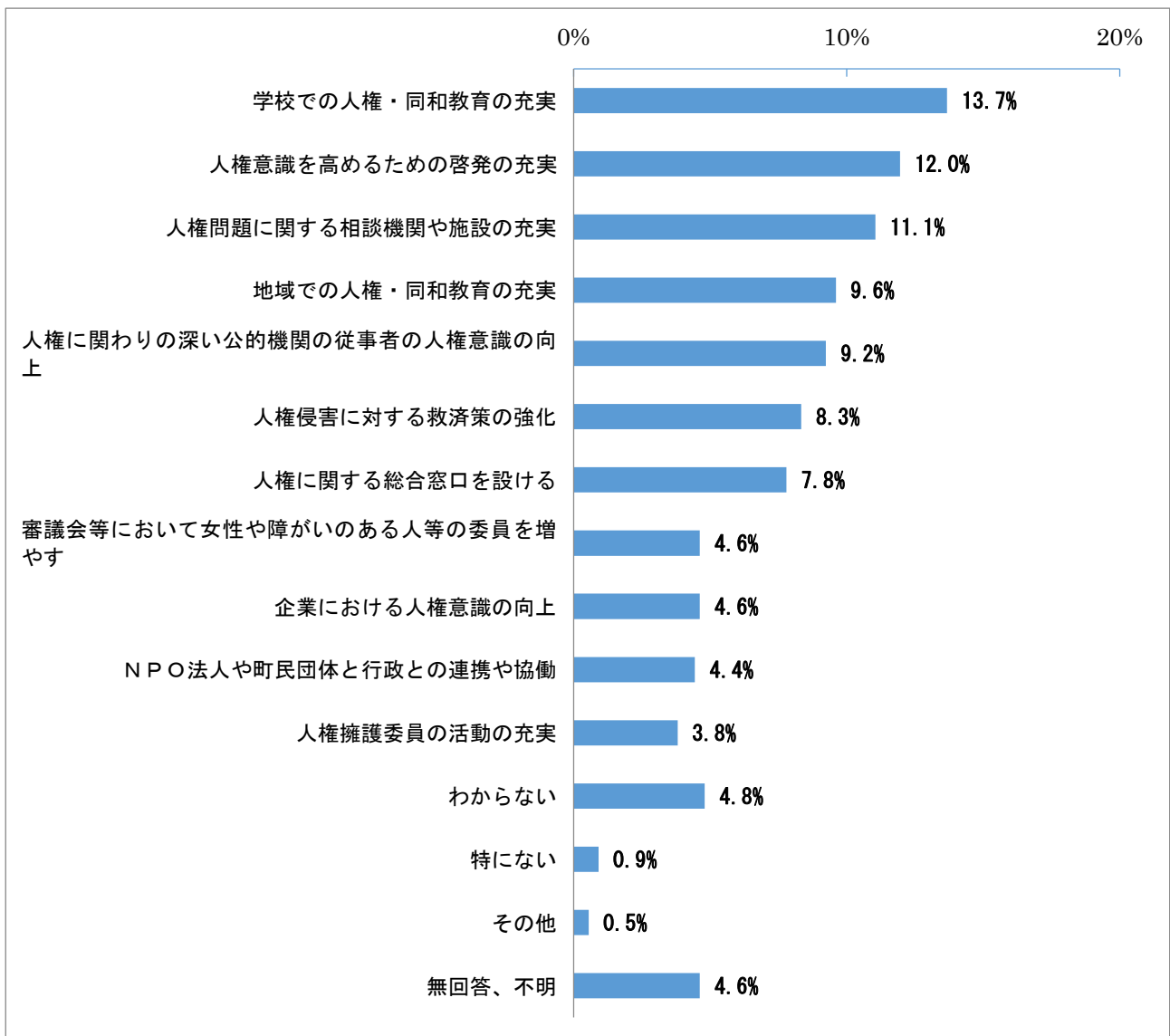


(29) では、「他人を誹謗中傷する表現等、人権を侵害する情報を掲載すること」(28.9%)、「本人の承諾もなく、プライベートな情報を公開すること」(19.2%) を合わせて5割近くとなっています。

(30) では、「違法な情報発信者に対する監視、取り締まりを強化する」(24.1%)、次いで「プロバイダーに対して、情報の停止、削除を求める法を整備する」(17.4%) となっています。

インターネット上での利用マナーの悪さやモラルの低さが表れています。インターネットによる人権侵害の解消には、人権教育と人権啓発の推進だけでなく、法的機関などと連携・協力し、不適切な情報発信者に対する削除要請の申し入れなど適切な対応を進めることが求められています。

(31) 津南町において今後どのような人権に関する取り組みが必要か



「学校での人権・同和教育の充実」(13.7%)、次いで「人権意識を高めるための啓発の充実」(12.0%)、「人権問題に関する相談機関や施設の充実」(11.1%)となっています。

学校での人権教育の充実と地域での生涯学習を通じた人権教育・啓発の充実が必要であり、町民一人ひとりが人権尊重を当たり前のこととして受け入れられる地域社会に向けた取り組みが必要です。

2. 課 題

(1) 様々な人権問題における個別の課題

今回の町民意識調査などから、様々な人権問題に対する町民の考え方を分析した結果、『性別で役割を固定的にとらえる意識や働く場での差別(待遇の差やセクシュアル・ハラスメント等)が依然としてある』、『女性に対する暴力と子どもに大きな影響を与える虐待やいじめの深刻さが増している』、『高齢者の邪魔者扱いや自分の意思に反して施設に入所させられること』、『虐待など人権が尊重されていない状況が見受けられる』、『障害のある人や外国籍住民が就業や社会参加の制限などを受けている』、『同和問題を知らない人が多く、結婚問題も根強く存在している』などの深刻な人権問題が明らかとなり、それぞれの固有の課題への対応が求められています。

このように、様々な人権問題が存在している背景としては、人権尊重の理念が十分定着していない、均一性や同質性を重視することや、序列意識などの習慣にとらわれることなどが考えられます。

このため、それぞれの人権問題の本質を正しく理解し、日常生活において態度や行動に表わすことができるよう、人権教育と人権啓発の推進を図ることが求められています。

(2) 共通の課題

様々な人権問題には、固有の課題とともに次の4つの共通する課題があることが明らかとなり、具体的な対応が求められています。

①人権教育、同和教育の推進

学校教育においては、各学校の実態や子どもの発達に応じて、子ども自身が判断力を身につけ自立していく力を培うことや、人権・同和教育、男女平等教育に取り組んでいるものの、子どもの心に十分浸透しきれていないことも考えられます。児童・生徒の心に染み入る人権・同和教育が、より一層求められています。

社会教育においては、男女共同参画などに関する講演会や研修会を開催していますが、人権・同和問題への関心の低さと他人事意識から、参加者は少ない状況となっています。

このような状況から、人権教育の中核を成す、同和教育を推進し、人権・同和問題についての正しい理解と認識を育てる人権・同和教育を、幼い頃から発達段階に応じて実施することが重要です。そして、学校だけでなく、地域、家庭、企業などが一体となり、正しい人権意識を身につけられる研修会などを、あらゆる場において継続して実施する人権・同和教育が求められています。

②広報・啓発の充実

町は、国の人権擁護機関と連携・協力し、啓発冊子・リーフレットの配布や人権講演会などを実施していますが、啓発活動の周知が十分ではない状況です。

さらに、インターネットや携帯電話の急速な普及により、差別や偏見を助長する情報が氾濫しているため、人権啓発のより一層効果的な推進を図る観点から、県と関係市町村を含めた人権啓発活動ネットワークと連携・協力し、広く町民に対して人権問題の正しい情報と活動内容の広報・啓発を効果的に行っていくことが求められています。

また、民間団体や企業、人権に関わりの深い職業従事者（警察、福祉保健関係など）は、町民の人権擁護に大きな影響力を持つ立場にあることから、人権意識をもって職務を遂行することが求められています。

このため、様々な人権問題を正しく理解し、人権意識を身につけるとともに、適切な対応ができるよう人権啓発を行うことが求められています。

③相談・支援体制の強化

障害のある人、高齢者、子ども、女性など個別的・専門的に対応する相談窓口を整備し、法務局などの関係機関では人権相談への対応をしていますが、社会情勢の大きな変化に伴い、複雑で多岐にわたる相談が多くなっています。人権に関する町民意識調査の「人権を守るために必要なこと」への回答では、調査した全ての人権問題において「相談・支援体制の充実」が上位に挙げられており、相談窓口の充実と相談を受けた後の支援体制を整備していくことが求められています。

また、町において「今後必要な取り組み」への回答では、「人権問題に関する相談機関や施設の充実」「人権に関する総合相談窓口を設ける」を

合わせると最も高い結果となっており、人権問題について総合的に対応できる体制や人権救済制度の構築に向けての調査・研究が求められています。

④ 関係機関等との連携

人権教育と人権啓発をより一層効果的に推進していくためには、行政のみならず、地域全体の取り組みが必要であり、関係機関や民間団体との連携・協働が重要となります。

このため、法務局などの関係機関や事業者、NPO、人権関係団体の活動を支援し、協働して施策を推進していくことが求められています。

第3章 あらゆる場を通じた人権教育・啓発の推進

人権教育・啓発には、社会のあらゆる場で人権尊重の意識が根つき、人々が様々な人権問題に対する知識を身につけ、人権の大切さについて共通の認識を持ち、生活を高めるといった目的があります。

そのため、学校等においては人権教育を単なる知識の伝達に終わらせず、人の痛みを理解し、人を大切にする心の育成を推進します。

また、家庭・職場・地域においては、実態や関心に応じて教育・啓発を進め、日常生活における人権問題に気づき、行動に移すことができるよう、実効ある学習機会の提供に努めます。

そこで、この章では、特に町民生活と深い関わりのある、学校、町、家庭、地域、職場等が人権教育・啓発活動を推進する上での役割や具体的な取り組みを示しています。特に、現地研修と当事者から話を聞くことを重視し、地域にある差別や偏見をなくす目的を鮮明にします。

なお、ここに示す「具体的な取り組み」は活動の目安であり、実施主体において、人権教育・啓発活動を実施する場（学校、家庭、地域、職場等）や機会、個々のライフスタイルなどの特性に応じた効果的な手法を実施することとします。

1. 学校（小・中・中等教育学校等）の取り組み

(1) 児童等への人権・同和教育

学校教育においては、自他の大切さを認め、それが態度や行動に表れる子どもを育むための人権教育に取り組みます。そのためには、児童・生徒の発達段階に応じながら、学校教育活動を通じて人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にしたい教育の一層の充実を図ります。

◆具体的取り組み

- * 人権に関する知識だけでなく、人権感覚を育むことが大切です。例えば、体験型学習等の授業、福祉施設等におけるボランティア活動等を通じて人間関係を調整する力を育みます。
- * 教育活動を通じ、教職員や児童・生徒が互いに尊重し合う人間関係づくりをさらに進め、人権が尊重される学校づくりを行います。例えば、あいさつや声かけ、教育相談、学校と児童・生徒との連絡帳等を活用します。
- * 文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について」を活用し、実践による人権・同和教育の充実に取り組みます。
- * 町内の保育園、小・中学校、県立中等教育学校が連携して同和教育を中核とした人権・同和教育を進め、各学校における校内研修の実施と、同和

問題学習の実践をはじめ、情報交換と指導者のスキルアップに努めます。

(2) 教職員等への人権教育・啓発

学校における人権・同和教育に関しては、児童・生徒の教育にあたる教職員によるところが多大です。教職員等個々がその職責を自覚し、人権に対する認識を深め、指導力の向上を目指した効果的な研修等の充実が必要です。

◆具体的取り組み

- * 学校内の研修や諸研修を通じて、人権尊重について十分な認識と感覚を備えた教職員等を育成します。
- * 学校長の下、人権・同和教育に関する責任者を置き、人権教育推進体制の構築・充実を図ります。
- * 保護者等にも情報発信や懇談会・授業参観等時における啓発を実施し、家庭・地域等と連携した人権・同和教育を推進します。

2. 保育園の取り組み

(1) 園児等への人権教育

乳幼児期の子どもたちにおいては、家庭や友達、地域の人々との交わりや自然とのふれあい等をとおして、「一人ひとりの違いを認め合うこと」「他の人と力を合わせ共感すること」「命を尊ぶこと」等の人権感覚が育まれます。保育所・幼稚園等は、子どもたちの日常生活は当然のこと、社会参加活動や野外活動などを通じた人権教育・啓発に取り組みます。

◆具体的取り組み

- * 子どもたちの発達成長を踏まえた効果的な方法により、総合的かつ計画的に人権感覚を育むような教育・保育を実施します。
- * 動植物の飼育や栽培等をとおして、命を尊ぶ心を育みます。
- * 「中津川運動公園」や「農と縄文体験実習館『なじょもん』」等を活用した野外活動等をとおして、自然を愛する心や他人と協力する心等、豊かな感性を育みます。

(2) 保育士等に対する人権教育・啓発

保育士等は、子どもたちの成長に大きな影響力を持っています。保育園は、人権に配慮した教育指導や施設運営に心がけ、保育士等の人権意識を高

めるとともに、保護者等への人権教育・啓発にも努めます。

◆具体的取り組み

- * 保育士等の人権に関する認識向上・意識高揚を図るための研修を行い、人材育成に取り組みます。
- * 人権を大切にすることを育む教育・保育目標を掲げた年間カリキュラム等を作成し、実践します。
- * 保護者等にも人権に関する情報を発信し、啓発を図るとともに、世代間交流事業や地域活動事業等を通じた地域連携による人権教育の推進を図ります。

3. 家庭の取り組み

人権のこののみならず、人間性を育む原点ともいえる家庭は、情操を育み、しつけなどをおして、善悪の判断や社会規範を身につけていく最も重要な場です。特に、生命の大切さに気づかせ、人権尊重の精神を育むことが大切となります。家庭では、保護者の知識向上を図ると同時に、保護者自身が偏見を持たず、差別をしないことを自らの姿をもって子どもに示さなければなりません。日常生活における人権意識の高揚に努めます。

さらに、夫婦、親子、兄弟や姉妹など家族を構成するそれぞれが、お互いを思いやり、助け合い、尊重しあう家庭を築き、規範を示します。

◆具体的取り組み

- * 協力して子育て等ができるような家庭環境を築きます。
- * 家庭で教えることを豊かなものとするため、保護者が自ら進んで人権に関する講演会やセミナー等に参加し、人権問題を主体的に学びます。
- * 子育て等に悩んだり、迷ったりした場合は、一人で悩まず、相談機関（各相談室、子育て支援センター、町の福祉保健課、教育委員会等）や周りの子育て経験者に相談します。

4. 地域（社会教育）の取り組み

地域においては、幼児から高齢者まであらゆる世代を対象に、日常の場面を通して人権に関する学習機会の充実を図る必要があります。自治会、老人会、子ども会等の団体において、地域の実情に応じた学習機会の充実を図るとと

もに、様々な人権教育・啓発活動を通して、地域の人権意識の高揚に努めます。

◆具体的取り組み

- * 町公民館等の地域拠点施設においては、人権に関する学習会や催し物など人権学習の機会を支援します。
- * 祭りや地域の催しなど地域の人々が集まる機会を捉えて、町と連携した人権啓発行事を展開します。
- * ボランティア活動や世代間交流等の体験活動を通じて、地域の人権意識の高揚に努めます。
- * 行政、学校、家庭、地域団体等との連携を促進し、人権に関する学習情報及び学習機会の提供に取り組むとともに、参加方法や内容を創意工夫し、住民の自主的な参加を図ります。

5. 事業者等（職場）の取り組み

事業者等には、就職の機会均等を保障した公正な採用選考を実施するとともに、配置、賃金、昇格などあらゆる面で、人権が尊重される働きやすい職場づくりが求められます。また、企業は顧客に対して、人権に配慮した対応をすることの社会的責任も求められます。事業者においては、従業員等の人権に関する教育を職場内研修プログラムに組み込むとともに、人権に係る相談体制の整備・充実に努めます。

◆具体的取り組み

- * 事業者内で人権教育・啓発活動を展開し、人権を尊重する職場を目指します。
- * 基本的人権を尊重した公平な雇用に努めます。
- * 従業員等に対する計画的な人権研修等の開催に努めます。
- * 従業員等を、町や人権関係団体が主催する研修会等へ参加させるように努めます。
- * 従業員等のための人権相談窓口の設置に努めます。
- * 事業者等の社会的責任の基となるのは人権であることを意識した上で

経営・業務にあたります。

6. 福祉や保健・医療関連事業者等の取り組み

福祉や保健・医療関連事業者等においては、様々な個人情報が集められ、人権に深く関わりのある生活や健康関連業務が行われています。これらの業務に携わる職員等に対して、人間の尊厳や人権尊重の理念、プライバシー保護などをテーマとする人権研修、学習の実施に努めます。

◆具体的取り組み

- * 個人情報や機微な情報の機密保持に努めるとともに、利用者の立場に即した対応や接遇に努めます。
- * 職員等を町や人権関係団体が行う人権教育研修会に参加させるように努めます。

7. マスメディア等の取り組みについて

情報社会の昨今、マスメディアが社会に及ぼす影響力は計り知れないものがあります。報道や広報等を通じて人権尊重の理念を普及し、人権が尊重される社会の実現に努めます。また、常に人権に配慮した広報を行うように努めます。

◆具体的取り組み

- * 取材や報道倫理等に関する人権研修に努めます。
- * 町や人権関係団体等が主催する人権に関する講演会、イベント等の共催や後援をするなど支援に努めます。
- * 人権に関する報道や番組制作等に積極的に努めます。

8. 町や行政の取り組み

町は、推進計画を広く町民に周知するとともに、町民や関係団体と連携しながら計画に掲げる各種施策を実行します。また、計画の進行管理を行い、計画の目標の実現に努めます。さらに、町職員等を対象とし、計画的に人権教育・啓発を実施し、人権尊重社会の形成を主導する人材の育成に努めます。

◆具体的取り組み

- * 推進計画について、町のホームページへの掲載やリーフレット等の作

成配布など、町民に広報するとともに、説明会などの開催を通じ、関係機関や関係団体等に対する周知徹底を図ります。

- * 人権教育・啓発事業を計画的に開催するとともに、地域や社会教育団体、NPO、事業者等が行う人権教育・啓発事業を支援します。
- * 講演会やセミナーの開催、広報紙やホームページ、マスメディア等の活用により、人権啓発活動を推進するとともに、人権に関わる情報の提供に努めます。
- * 人権教育・啓発の効果的な推進を図るための調査研究に努め、推進体制の強化を図ります。
- * 町職員等を対象とした人権講演会や研修会を計画的に開催するとともに、各部署においてそれぞれの状況に応じた効果的な研修計画を作成し、人権研修を推進します。
- * 職員等は、自ら人権関係団体等が主催する人権研修会や講演会に積極的に参加します。
- * セクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメント、モラル・ハラスメントに関する啓発資料を作成するとともに、町職員等に対する相談窓口の機能強化に努めます。

第4章 様々な人権課題への取り組み

1. 子どもの人権に関する課題

(1) 現状

国連では「児童の権利に関する条約」が採択され、我が国もこれを批准しました。同条約は、子どもの人権を尊重し、子どもを権利行使の主体者として認めるものです。

現在、少子化や核家族化の急激な進行は、保護者の育児不安や児童虐待等にもつながり、大変深刻な問題となっています。

また、インターネットやスマートフォンを始めとした通信機器・サービス等の急速な普及に伴い、児童買春や薬物乱用等、子どもが犯罪被害者となり、子どもの心身の健全な発達に深刻な影響を与える場面が増加しています。

さらに、全国的な問題となっている「いじめ」や「不登校」「ひきこもり」等は、津南町においても重要な課題の一つです。

(2) 課題

- ◆ 子どもは一人の人間として認められ、尊重されなければなりません。その上で、成長段階に応じた悩みに応えられる相談・支援体制を充実させることが重要です。
- ◆ 「虐待」「いじめ」「不登校」「ひきこもり」等の防止・解消は当然のこと、子どもの健やかな成長には家庭の役割が重要です。その家庭を支えるため、地域社会や関係機関を含めた相談、支援、見守りの体制づくりが必要です。
- ◆ 保育所・幼稚園・学校等においては、子どもの自尊感情を高め、健やかに育つよう、きめ細かな指導・支援が必要です。家庭、地域、関係機関との効果的な連携を深めていくことが重要です。

(3) 今後の方針・取り組み

子どもの最善の利益が実現される社会を目指すとの考えを基本に、家庭、地域、保育園、学校、事業者、行政・関係機関等が連携し、人権尊重の取り組みを進めていきます。

- ① 子どもの健全な育成を目指して、就学前教育・学校教育の充実を図り、保育園、小・中学校、中等教育学校との連携を深め、保育園・学校・家庭・地域社会等が一体となった施策を推進します。
- ② 子どもを取り巻く様々な問題の解決のために、子どもや保護者、地域等に対する支援体制を整備していくとともに、啓発活動の充実を図ります。

- ③ 全ての子どもが、安心して健やかに育つような環境づくりに努めます。
- ④ 子どもの「虐待」「いじめ」「不登校」「ひきこもり」等の防止・解消を目指して、調査・研究・相談・支援体制の一層の充実を図り、関係機関との横のつながりを強化します。

2. 障害のある人の人権に関する課題

(1) 現状

平成 23 (2011) 年に障害者基本法が改正され、障害も個性の一つとして受け止める社会をめざすことになりました。併せて、平成 28 (2016) 年に障害者差別解消法が成立し、福祉政策ではなく人権政策として障害者差別をなくすことが国是となりました。障害のある人が安心して生活を送ることができる社会にするためには、障害のある人一人ひとりの人権が尊重されるとともに、その権利・利益が擁護されなければなりません。誤解や偏見から、障害のある人が生活のしづらさを感じないまちづくりを行う必要があります。しかしながら、地域においてはバリアフリー化が十分でない等、障害のある人の社会参加がままならない部分もあるのが実情です。

全ての人が幸せに暮らすためには、障害の有無に関わらず、人格と個性を尊重し合うユニバーサルデザインのまちづくりを進めていくことが大切です。

(2) 課題

- ◆ 障害のある人が、自ら進んで社会活動に参加できるように、全てのライフステージでの施策の充実を図ることが必要です。
- ◆ 障害の有無に関わらず、町民誰もが相互に人格と個性を尊重し、支え合う共生社会を目指すことが必要です。
- ◆ 障害のある人の問題を全ての人々の問題として考え、正しい理解に基づいた行動がとれるように、環境や文化面のバリアはもちろんのこと、心のバリアを取り除くための教育・啓発活動を進めていく必要があります。

(3) 今後の方針・取り組み

研修等を通して<「知らない・無関心」から「理解者・実践者」>を目標に、障害のある人への知識と理解を広めながら、日々の暮らしや活動の中の「町民の心配りの実践」の取り組みを進めていきます。

- ① 障害のある人を始め、全ての人が暮らしやすい、人にやさしいまちづくりを進めます。
- ② 障害のある人に対する正しい認識と理解を深め、共に生きる豊かな心を育むために、あらゆる機会を通じて啓発活動を行っていきます。
- ③ 障害のある人の自立を支援するため、就労や職業訓練の場を確保するように努めます。
- ④ 障害のある人への相談・支援体制の充実に努め、社会的障壁を除去するため必要かつ合理的配慮をし、生活環境の整備を進めます。
- ⑤ 障害者虐待防止法を踏まえ、町民の意識向上と相談・対応体制の一層の充実を図ります。

3. 高齢者の人権に関する課題

(1) 現状

我が国の高齢化は、世界に例を見ない速さであるといわれています。このような情勢を背景にし、行政は様々な高齢者保健福祉関連施策を推進するプランを策定してきましたが、高齢化への急激な変化にインフラ基盤やシステムが追いつかず、高齢者が地域社会から孤立しつつあります。

当町では、平成30(2018)年に「津南町第7期介護保険事業計画(津南町老人福祉計画を含む)」を策定し、「高齢者が、可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じ自立した日常生活ができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される体制」である「地域包括ケアシステム」の構築に向けて、各種施策を推進しています。

(2) 課題

- ◆ 高齢者を社会で支える体制づくりと高齢者に対する人権意識を高めることが必要です。
- ◆ 家庭、職場、地域等において、高齢者の知識や経験、能力を生かせる環境整備が必要です。
- ◆ 高齢者の看護や介護・支援を受け持つ医療・福祉関係者等の人権意識のさらなる向上を図ることが重要です。

(3) 今後の方針・取り組み

高齢者の権利を保持し、高齢者一人ひとりの人権と権利を確保する取り組

みを進めていきます。

- ① 介護や福祉の問題等に関する基礎的な知識と理解を深めるための教育・啓発と情報発信に努めます。
- ② 高齢者の精神的な衰えや、肉体的な機能低下を正しく理解する啓発を行います。
- ③ 関係機関等との連携・協力を図り、高齢者の社会参加を促進する取り組みを進めます。
- ④ 介護に関する相談体制の充実や、介護サービスの高度化・多様化に対応可能な人材の育成及び研修に努めます。
- ⑤ 高齢者虐待防止に向けて町民の意識向上と相談・対応体制の一層の充実を図ります。
- ⑥ 病気などにより判断能力が不十分となった高齢者のための、財産権等の保護と支援を目的とした成年後見制度の活用等について、啓発に努めます。

4. 女性の人権に関する課題

(1) 現状

国連採択による「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」を契機に、世界的に女性の地位向上、男女平等に向けての機運が高まっています。我が国では、本条約の批准に伴い国内法として「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律」、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」、「男女共同参画社会基本法」が施行されました。津南町においても、男女共同参画推進に向けての啓発、環境整備等の施策を展開しています。

しかしながら、男女が互いを尊重しつつ、責任を分かち合い、性別に関わりなくその個性と能力を発揮することのできる社会の実現には十分至っていないのが現状です。

(2) 課題

- ◆ ジェンダーに基づく固定的性別役割意識の改革が必要です。
- ◆ セクシュアル・ハラスメント（セクハラ）やドメスティック・バイオレン

ス（DV）等を根絶する環境づくりを進める必要があります。

- ◆ 女性が、社会のあらゆる分野において政策・方針決定に参画し、真の男女共同参画社会の実現に努める必要があります。

(3) 今後の方針・取り組み

男女共同参画社会の実現に向けては、様々な分野において男女共同参画の推進に取り組む必要があります。男女共同参画の視点を生かしながら、具体的な課題の解決に向けた取り組みを進めていきます。

- ① 家庭や職場、社会における社会制度や習慣を見直し、男女平等の実現に努めます。
- ② 男女共同参画に関する学習機会の提供と、ジェンダー意識の払拭に向けての研修を充実します。
- ③ セクシュアル・ハラスメントやドメスティック・バイオレンス、ストーカー行為等に対する規制法の適切な運用を所管機関に求めていくとともに、関係機関との連携、相談及び支援体制の充実に努めます。
- ④ 女性が男性と対等な社会の構成員として、政治、経済、社会、文化等のあらゆる分野に参画し、共に考え決定することができる社会を実現するため、具体的な数値目標を掲げて取り組みます。
- ⑤ 育児休業を取得しやすい職場環境の醸成に努めます。

5. 同和問題に関する課題

(1) 現状

同和問題は、歴史的過程で形成された身分と差別により、国民の一部の人々が、長い間、経済的、社会的、文化的に低い状態に置かれることを強制され、今なお、自由と平等が保障されていない人々がいるという基本的人権に関わる我が国固有の重大な社会問題です。その問題解決に向けて、一人ひとりが同和問題に対する理解を深め、自覚して取り組まなければならない最優先の課題でもあります。

同和問題については、「寝た子を起こすな」という考え方が未だ根強くあります。同和問題の解決には、このような認識の解消が肝要であり、そのためには、厳しい差別の現状について深く学び、そこから被差別者の痛切な悲しみを共有し、「部落差別を許すまじ」とする社会をつくる必要があります。

「同和対策審議会答申」以降、国の法律や様々な施策等により、住環境の改善や就労や福祉面において一定の成果、前進が見られます。しかし、現在でも差別落書き等や被差別地域を記載した信憑性の全くないデータである「部落地名総監」がインターネット上に掲載されるなど、依然として差別事象がみられ、人権にかかる問題として深刻な状況が続いています。

平成 28（2016）年 12 月に施行された「部落差別解消推進法」において、現在もなお部落差別が存在することを国が初めて認め、その上で、情報化の進展に伴ってインターネットによる部落差別が生じていることを踏まえ、部落差別は許されないものであるとの認識のもとで、これを解消することが重要な課題であるとしています。また、国や地方公共団体の責務を明らかにし、教育や啓発、相談体制の充実・強化を行政の責務として、部落差別の解消を推進することとしています。

津南町が実施した人権に関するアンケート内でも、＜同和地区出身者との子どもの結婚＞について、「家族・親戚の反対があれば認めない」や「絶対に認めない」という人は 4%程度あり、同和地区に対する偏見や人権侵害は依然としてあります。

このようなことから、今後も、家庭をはじめ、学校、地域、事業者・職場等の各場面における教育や研修を通し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、人権教育・啓発の取り組みを進める必要があります。

(2) 課題

- ◆ 同和問題の解決には、正しい認識と理解を深めることが重要であり、今後も同和教育・人権啓発活動を推進する必要があります。
- ◆ 啓発活動の推進にあたっては、その指導者の育成とともに、多くの町民を対象とした手法が求められます。

(3) 今後の方針・取り組み

町民一人ひとりが同和問題への正しい理解と認識を深めることが重要であり、先だって町職員や教職員等の研修に努めるとともに、関係機関や関係団体等と連携・協力し、同和問題に対する正しい理解と認識が得られるよう、あらゆる機会を捉え、人権・同和教育、啓発の取り組みを進めていきます。

- ① 同和問題が根絶される社会の実現を目指し、各行政機関や民間団体・町民と連携し、人権・同和教育や啓発活動を推進していきます。
- ② 同和問題に関する相談や差別事象について、国・県・関係機関等と連携し対応していきます。
- ③ 町職員・教職員等に対して人権・同和教育を行うとともに、有効な啓発

手法等の研究・研鑽に努めます。また、人権・同和教育、啓発研修に課題を持って参加し、資質の向上を図ります。

- ④ 町公民館では、人権・同和教育、啓発の拠点として、同和問題の解決に向け、研修会や事業に取り組み、広報誌やホームページ等をとおして啓発を行います。
- ⑤ 同和問題の解決を目指し、事業者・職場や地域において核となる人たちの人権啓発研修を支援します。

6. 外国にルーツのある人の人権に関する課題

(1) 現状

我が国も本格的な国際化社会を迎え、多くの外国人が住むようになりまし
た。留学や結婚、就労のため来日した人もいれば、歴史的背景を持つ在日韓
国・朝鮮人の人たちもいます。津南町においても、「大地の芸術祭」に多く
の外国の人が訪れる等、国際交流の環は着実に芽吹いています。

一方で、外国にルーツのある人の中には、言葉や文化、生活習慣、価値観
の違い等から、不便を感じたり、孤立したり、言われなき差別や偏見を受け
る人も少なからずいます。

現在、津南町には、12 か国、106 人の外国にルーツのある人が生活してい
ます。今後、さらに外国にルーツのある人が多くなることが予想される状況
にあります。外国にルーツのある人の人権に対する町民の意識は希薄な現
状です。

(2) 課題

- ◆ 住民の中には北海道出身、東北出身、東京生まれ、関西育ち、ソウルで産
湯をつかり、シンガポールやペルーから転居した人がいても不思議ではあ
りませんので、住民一人ひとりが各自の暮らし方に誇りをもてるようにす
ることが重要です。
- ◆ 地域で生活している外国にルーツのある人の出身国の文化や習慣等につ
いて、「知ること」が大切です。
- ◆ 互いの文化や習慣等についての差異を認め合い、尊重し合う関係をつく
っていく必要があります。
- ◆ 人権の視点を有した国際性のある人材を育成する必要があります。
- ◆ 今後、増加が予想される外国にルーツのある労働者に対する就職生活支
援やそのためのボランティア団体等の育成が必要です。

(3) 今後の方針・取り組み

今後も、町内に住む外国にルーツのある人が便利で安心な生活が送れるよう、多言語での表示・提供や相談体制の充実、相談窓口の周知などを進めるとともに、互いの文化や習慣等を理解する機会づくり、日本語能力の向上支援と合わせて外国人を支援するボランティアの拡充の取り組みを進めていきます。

- ① 町民一人ひとりが文化や習慣等の違いによる偏見や差別感を持つことのないよう、外国にルーツのある人との交流やふれあいの場を設定し、相互理解を深め、共に生きていく人権意識の形成に努めます。
- ② 学校教育においては、国際化時代にふさわしい人権意識の育成に向けて、異文化を尊重する態度やともに生きていく態度を深める国際理解教育を推進します。
- ③ 学校教育や社会教育の場で、在日韓国・朝鮮人の人々が日本で暮らすことになった歴史的経緯や「思い」、「願い」についての学習を深めます。
- ④ 外国にルーツのある人への情報提供や就労活動・日本語習得の支援、相談体制の充実を図り、外国人が生活しやすい環境づくりを進めます。

7. HIV感染者や感染症患者等の人権に関する課題

(1) 現状

HIV（エイズウイルス）感染症は、治療薬によってエイズの発症を遅らせることが可能になりましたが、全国の感染者と患者数は増加しており、特に、若者への広がり大きな社会問題となっています。この病気の広がりを受けて、病気に対する知識だけでなく、感染源や感染経路についての誤解や無理解のため、HIV感染者、さらにはその家族に対する宿泊、入院、さらには就学・就職、結婚などを拒否されるという偏見や差別、人権侵害が生まれています。

また、令和2（2020）年初頭に確認された新型コロナウイルス感染症が、全世界で感染拡大を続けており、感染症対策が医療行政や危機管理行政に止まらず、人々の生活全般に関わる一般行政の課題になっています。感染者や医療従事者等への差別や人権侵害が新たに生まれています。

このような偏見や差別意識の解消に努めるため、WHO（世界保健機関）をはじめ、国や地方公共団体では、感染防止とHIV感染者、新型コロナウイルス感染者や医療従事者等に対する差別や偏見を解消するための様々な

取り組みを推進しています。

(2) 課題

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の影響により、不要不急の外出自粛や、マスク着用、消毒と手洗いの励行、定期的な換気等、感染症管理社会の中で閉塞感のある新生活様式となりました。しかし、皮膚の弱い人やマスク着用の閉塞に恐怖を覚える人などもあります。新たな差別と偏見を生み出さないようにする環境づくりが必要です。
- ◆ HIVはもとより、新型コロナウイルス感染症をはじめとするあらゆる感染症に対して、今後もさらに、学校教育等において正しい知識を身につけるとともに、偏見を除くための幅広い啓発活動や情報提供を行っていく必要があります。
- ◆ どのような病気であっても、その当事者や家族が人権を侵害されることがなく、安心して治療を受けることができ、働きながら生活できる、やさしいまちづくりが必要です。

(3) 今後の方針・取り組み

町民一人ひとりがHIV感染や新型コロナウイルス感染等の予防を考え、感染者や医療従事者等が不当な差別を受けることのないよう正しい知識を深め、理解することが大切であり、今後様々な機会における教育や啓発の取り組みを進めていきます。

- ① 感染症に対する正しい知識と理解が深まるような教育・啓発活動に努めます。
- ② 感染症患者等や医療従事者等が人権を侵害されることがないように、家庭・学校・地域・行政が連携し、啓発に向けての体制づくりを進めます。
- ③ 感染症等に関する支援・相談等の窓口を充実します。
- ④ 新型コロナウイルス感染症や将来新たに発生し得る感染症等に対しても、差別や偏見の対象となることのないよう、また、感染者との濃厚接触者等の関係者、医療・保健関係者等への差別と偏見を許さない、正しい認識と理解を深める啓発に取り組んでいきます。

8. ハンセン病元患者の人権に関する課題

(1) 現状

ハンセン病は、「らい菌」という細菌による感染症ですが、感染力は極めて弱く、現在は治療方法が確立した治癒する病気です。治療薬が開発された後は、ハンセン病患者を隔離する必要はなかったにもかかわらず、国の長年にわたるハンセン病患者に対する隔離政策によって、多くのハンセン病元患者が人権上の制限や差別等を受けました。現在もなお、ハンセン病に関する不正確な知識に起因する差別や偏見は消え去っていません。

(2) 課題

- ◆ ハンセン病はもとより、あらゆる感染症に対して、今後もさらに、学校教育等において正しい知識を身につけるとともに、偏見を除くための幅広い啓発活動や情報提供を行っていく必要があります。
- ◆ どのような病気であっても、その当事者や家族が人権を侵害されることなく、安心して治療を受けることができ、働きながら生活できる、やさしいまちづくりが必要です。
- ◆ ハンセン病元患者が、地域社会から孤立することなく、良好かつ平穏な生活を営むことができるようにする基盤整備が必要です。

(3) 今後の方針・取り組み

町民一人ひとりが、ハンセン病元患者等の人権を尊重する視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しながら、家庭、地域、学校、事業者・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取り組みを進めていきます。

- ① ハンセン病に対する正しい知識と理解が深まるような、教育・啓発活動に努めます。
- ② ハンセン病元患者等が人権を侵害されることがないように、家庭・学校・地域・行政が連携し、啓発の体制づくりを進めます。
- ③ ハンセン病施設への訪問等、ハンセン病元患者や家族との交流の機会をつくれます。

9. インターネット上の人権に関する課題

(1) 現状

今日、インターネットは国内でも数千万人規模が利用している巨大な情報通信手段です。インターネットは、今や私たちの日常生活に欠かせないものであり、多くの人が電子メールや電子掲示板、SNS、オンラインゲーム等の機能を使って、多様な情報を収集・発信し、また、コミュニケーションを

行っています。

特に、携帯電話やスマートフォンの普及は著しく、誰でも手軽にインターネットを利用した通信や情報のやり取りができるようになった反面、インターネットに触れることのできない高齢者や障害者等、情報収集・発信が困難な方も存在します。

これまででは考えられなかったような事件や犯罪、人権侵害や名誉毀損、迷惑行為等も頻発しています。例えば「個人情報公開された」「誹謗中傷するような電子メールが送りつけられた」「名誉を傷つける情報を掲載された」「犯罪の被害者、あるいは加害者の実名や顔写真が掲載された」「相手に知られたくない個人情報がインターネット上に大量に流失した」等の事例は、人権に関わる深刻な問題となっています。インターネット上の情報は次々と複写され、一度公開されたり、流出したりした情報を消去することはほぼ不可能に近く、しかも、ある程度の匿名性があることや情報発信が容易であることから、道徳観や罪悪感希薄になりがちです。

このような「誰もが被害者にも加害者にもなる可能性がある」といった実態や、間違った情報を目にしてしまうことにより、そこから差別が生じることも問題の解決を困難にしています。

(2) 課題

- ◆ インターネット上における人権侵害をなくすため、学校教育・社会教育の場における情報教育の充実が必要です。
- ◆ 利用者は、利用上の注意点やインターネットの危険性、さらにはインターネット利用時のマナーやルールなど、情報モラルに関する正しい認識と理解を持つことが必要です。
- ◆ 情報サービスを提供・管理するプロバイダについても、上項と同様の認識や理解が求められています。

(3) 今後の方針・取り組み

学校においては、情報モラル教育を学べる機会を提供する取り組みを進めていきます。また、町民に対しても、個人の名誉やプライバシーに関する正しい理解と適正な利用及び、人権侵害を受けないような対応策や、侵害を受けた場合の対応方法についての啓発の取り組みを進めていきます。

- ① 学校における情報教育の場や町民を対象にしたIT講習会の機会に、技術や使い方の指導だけでなく、利用者のモラルやエチケットの向上を図る内容も取り入れていきます。
- ② インターネットの正しい利用方法について、認識と理解を深める教育・

啓発を進めていきます。

- ③ 明らかな人権侵害と思われる事象等については、表現の自由や通信の秘密に十分配慮しつつ、「プロバイダ責任制限法」に基づいたプロバイダへ削除要請を行う等、必要な方策をとっていきます。

10. その他の人権に関する課題

(1) 現状

これまで述べてきた人権課題のほかにも様々な人権課題があります。

北朝鮮による拉致被害者等については、北朝鮮側が当局による日本人拉致を認めました。拉致問題は人間の尊厳、人権及び基本的自由に対する重大な侵害です。我が国では、「拉致問題その他北朝鮮当局による人権侵害問題への対処に関する法律」が施行され、毎年12月10日から16日までを「北朝鮮人権侵害問題啓発週間」とすることとされました。国際的にも関心が高まる中、国家間の協議は進められていますがいまだ解決には至っていません。その一方で、在日韓国・朝鮮人への差別、嫌がらせなどの問題が顕在化しています。

アイヌの人々は、日本では北海道などに先住していた民族です。明治以降の同化政策の中で、独自の伝統や文化を制限・禁止されました。このような問題を解決しようと国は、「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓発に関する法律」を制定し、「アイヌ政策のあり方に関する有識者懇談会」を設置し、さらに「アイヌ政策推進会議」を開催して人権教育・啓発に取り組んでいます。

犯罪被害者については、犯罪被害者やその家族は、精神的・経済的にも大きな影響を受けます。また、周囲の人々の言動やマスメディアによる行き過ぎた取材や報道によるプライバシーの侵害や名誉毀損、私生活の侵害等、二次的被害の問題も指摘されています。我が国では、犯罪被害者等の権利権益の保護を図るための「犯罪被害者等支援法」が施行されました。この法律に基づいて現在は「第2次犯罪被害者等基本計画」が閣議決定され、着実な施策がなされています。

刑を終えて出所した人については、周囲の偏見や差別意識があり、就職や入居などの面で社会に受け入れられにくいなどの厳しい状況にあります。また、その家族の人権が侵害されることもあります。「社会を明るくする運動」としてスタートした国民運動は、現在、「全ての国民が、犯罪や非行の防止と、罪を犯した人たちの更生について理解を深め、それぞれの立場にお

いて力を合わせ、犯罪のない地域社会を築こう」と「社会を明るくする運動～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～」に名称が改められ推進が図られています。

性的少数者については、性同一性障害や性的指向などに関して、理解が求められています。性的少数者は、精神的な苦痛を受けているとともに、自認する性での社会参加が難しいなど、周囲の無理解や偏見のため、不利益や差別を受けている状況にあります。このため、このような人々の精神的苦痛に関する相談対応が必要となります。

ホームレスの人たちについては、「ホームレスの自立の支援等に関する特別措置法」が制定され、自立の意思がありながらホームレスとなることを余儀なくされた人たちへの支援等を定めています。

東日本大震災については、原子力発電所の事故により、いまだに多くの人々が避難生活を余儀なくされています。避難先において風評に基づく差別的取り扱いを受けるなど、人権に関わる深刻な問題が発生しています。

また、経済的事情により義務教育課程を修了できずに、読み書きが十分にできない人たちが存在しますし、ワーキングプア（働く貧困層）のように近年社会問題となっている事象もあります。社会の変化に伴って生じた多様な人権問題の解決が広く求められています。

(2) 課題

- ◆ 様々な人権問題の解決を図るためには、正しい認識と理解を深めるための教育・啓発を進める必要があります。

(3) 今後の方針・取り組み

町民一人ひとりが、様々な人権を尊重する視点に立ち、関係行政機関や民間団体等とも連携しながら、家庭、地域、学校、事業者・職場等のあらゆる場において、人権教育・啓発の取り組みを進めていきます。

また、0歳児から未就学児を含む人権教育・同和教育を目指し、人権教育・啓発の取り組みを進めていきます。

- ① 様々な人権問題について、状況に応じた対策がとれるよう調査・研究を進めます。
- ② 広報紙や啓発事業等を通じて、町民が人権についてわかりやすく学習

を深めることができる機会を設けます。

- ③ 社会状況の変化に伴う新たな人権問題についても、関係機関等と連携を図り、適切な対応を行います。

第5章 計画の促進

人権課題の解決を目指し、差別や偏見の解消を目的とする「津南町人権教育・啓発推進計画」を実行あるものにするために、次のとおり計画を促進します。

1. 庁内推進体制の整備

社会情勢の変化に伴い、複雑化・多様化する人権課題・人権問題へ適切に対応し、人権教育・人権啓発を着実に推進するため、庁内各担当の専門的な対応と関連する部局間の緊密な連携体制を整備します。

そこで、人権に関する課題や問題等の情報を共有するとともに、本計画を基に人権尊重のまちづくりを推進するため、行政内に「津南町人権施策推進会議」（仮称）を設置し、子どもや高齢者、障害者等あらゆる人たちの人権施策の調整や総合的な推進を図ります。

2. 職員研修の充実

(1) 行政職員

職員一人ひとりが確かな人権感覚を身につけ、人権尊重の視点に立って職務を遂行できるように努めます。

(2) 教職員

特に子どもと接する機会の多い教職員の人権意識を高め、人権教育の推進を図ります。また、家庭や地域との連携を深め、人権課題の解決に積極的な役割が果たせるように努めます。

(3) 福祉・保健・医療・消防・防災関係職員

特に、福祉・保健・医療・消防・防災関係職員は、生命や健康、生活を守るという重要な役割を担っています。そのために、職務内容に応じて相手の立場に立った、きめ細かな人権感覚を身につけて職務に臨むことができるよう、人権意識の高揚に努めます。

3. 国・新潟県等行政機関との連携

国や新潟県等の各関係行政機関と連携を図りながら、効果的な教育・啓発等に努めます。

4. 民間団体等その他の団体との連携

NPO・NGO、ボランティア団体等の活動支援に努め、また、民間団体の発想等を人権啓発活動に活用するなどして、連携強化を図った啓発活動に努めます。

5. 計画の進行管理と見直し

本計画について取り組み状況を毎年検証し、推進するために、当事者や関係団体の代表を交えた機関を設置し、定期的に進行管理を行います。また、社会情勢の変化により必要が生じた場合には、適宜、計画の見直しを行います。その際には町民意識アンケートの実施等により、町民の声を反映した計画の見直しを行います。

參考資料

日本国憲法（抜粋）

昭和 21 年 11 月 3 日公布

前文

国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたって自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであって、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法はかかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。

日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した。われらは、平和を維持し、専制と隷従、圧迫と偏狭を地上から永遠に除去しようと努めてゐる国際社会において、名誉ある地位を占めたいと思ふ。われらは、全世界の国民が、ひとしく恐怖と欠乏から免かれ、平和のうちに生存する権利を有することを確認する。

われらは、いづれの国家も、自国のことのみに専念して他国を無視してはならないのであって、政治道徳の法則は、普遍的なものであり、この法則に従ふことは、自国の主権を維持し、他国と対等関係に立たうとする各国の責務であると信ずる。日本国民は、国家の名誉にかけ、全力をあげてこの崇高な理想と目的を達成することを誓ふ。

第 3 章 国民の権利及び義務

第 11 条〔基本的人権の享有〕国民は、すべての基本的人権の享有を妨げられない。

この憲法が国民に保障する基本的人権は、侵すことのできない永久の権利として、現在及び将来の国民に与へられる。

第 12 条〔自由・権利の保持の責任とその濫用の禁止〕この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。

又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負う。

第 13 条〔個人の尊重・幸福追求権・公共の福祉〕すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉

に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

第 14 条 [法の下での平等、貴族の禁止・栄典] すべて国民は、法の下に平等であつて、人種、信条、性別、社会的身分又は門地により、政治的、経済的又は社会的関係において、差別されない。

2 華族その他の貴族の制度は、これを認めない。

3 栄誉、勲章その他栄典の授与は、いかなる特権も伴はない。栄典の授与は、現にこれを有し、又は将来これを受けるものの一代に限り、その効力を有する。

第 15 条 [公務員の選定罷免権、公務員の本質、普通選挙、秘密投票の保障] 公務員を選定し、及びこれを罷免することは、国民固有の権利である。

2 すべて公務員は、全体の奉仕者であつて、一部の奉仕者ではない。

3 公務員の選挙については、成年者による普通選挙を保障する。

4 すべて選挙における投票の秘密は、これを侵してはならない。選挙人は、その選択に関し公的にも私的にも責任を問はれない。

第 16 条 [請願権] 何人も、損害の救済、公務員の罷免、法律、命令又は規則の制定、廃止又は改正その他の事項に関し、平穩に請願する権利を有し、かかる請願をしたためにいかなる差別待遇も受けない。

第 17 条 [公務員の不法行為による損害の賠償] 何人も、公務員の不法行為により、損害を受けたときは、法律の定めるところにより、国又は公共団体に、その賠償を求めることができる。

第 18 条 [奴隸的拘束及び苦役からの自由] 何人も、いかなる奴隸的拘束も受けない。又、犯罪に因る処罰の場合を除いては、その意に反する苦役に服させられない。

第 19 条 [思想及び良心の自由] 思想及び良心の自由は、これを侵してはならない。

第 20 条 [信教の自由] 信教の自由は、何人に対してもこれを保障する。いかなる宗教団体も、国から特権を受け、又は政治上の権力を行使してはならない。

2 何人も、宗教上の行為、祝典、儀式又は行事に参加することを強制されない。

3 国及びその機関は、宗教教育その他いかなる宗教的活動もしてはならない。

第 21 条 [集会・結社・表現の自由、通信の秘密] 集会、結社及び言論、出版その他一切の表現の自由は、これを保障する。

2 検閲は、これをしてはならない。通信の秘密は、これを侵してはならない。

第 22 条 [居住・移転及び職業選択の自由、外国移住及び国籍離脱の自由] 何人も、公共の福祉に反しない限り、居住、移転及び職業選択の自由を有する。

2 何人も、外国に移住し、又は国籍を離脱する自由を侵されない。

第 23 条 [学問の自由] 学問の自由は、これを保障する。

第 24 条 [家族生活における個人の尊厳と両性の平等] 婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し、夫婦が同等の権利を有することを基本として、相互の協力により、維持されなければならない。

2 配偶者の選択、財産権、相続、住居の選定、離婚並びに婚姻及び家族に関するその他の事項に関しては、法律は、個人の尊厳と両性の本質的平等に立脚して制定されなければならない。

第 25 条 [生存権、国の生存権保障義務] すべて国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

2 国は、すべての生活部面について、社会福祉、社会保障及び公衆衛生の向上及び増進に努めなければならない。

第 26 条 [教育を受ける権利、教育の義務] すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。

2 すべて国民は、法律の定めるところにより、その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負ふ。義務教育は、これを無償とする。

第 27 条 [労働の権利及び義務、労働条件の基準、児童酷使の禁止] すべて国民は、勤労の権利を有し、義務を負ふ。

2 賃金、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

3 児童は、これを酷使してはならない。

第 28 条 [労働者の団結権] 勤労者の団結する権利及び団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する。

第 29 条 [財産権の保障] 財産権は、これを侵してはならない。

2 財産権の内容は、公共の福祉に適合するやうに、法律でこれを定める。

3 私有財産は、正当な補償の下に、これを公共のために用ひることができる。

第 30 条 [納税の義務] 国民は、法律の定めるところにより、納税の義務を負ふ。

第 31 条 [法定の手続きの保障] 何人も、法律の定める手続きによらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

第 32 条 [裁判を受ける権利] 何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

第 33 条 [逮捕の要件] 何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権利を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

第 34 条 [抑留・拘禁の要件、不法拘禁に対する保障] 何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

第 35 条 [住居の不可侵] 何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第 33 条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

2 (略)

第 10 章 最高法規

第 97 条 [基本的人権の本質] この憲法が日本国民に保障する基本的人権は、人類の多年にわたる自由獲得の努力の成果であつて、これらの権利は、過去幾多の試練に堪へ、現在及び将来の国民に対し、侵すことのできない永久の権利として信託されたものである。

世界人権宣言

1948年12月10日 第3回国際連合総会採択

前文

人類社会のすべての構成員の固有の尊厳と平等で譲ることのできない権利とを承認することは、世界における自由、正義及び平和の基礎であるので、人権の無視及び軽侮が、人類の良心を踏みにじった野蛮行為をもたらし、言論及び信仰の自由が受けられ、恐怖及び欠乏のない世界の到来が、一般の人々の最高の願望として宣言されたので、人間が専制と圧迫とに対する最後の手段として反逆に訴えることがないようにするためには、法の支配によって人権保護することが肝要であるので、諸国間の友好関係の発展を促進することが、肝要であるので、

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権、人間の尊厳及び価値並びに男女の同権についての信念を再確認し、かつ、一層大きな自由のうちで社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、加盟国は、国際連合と協力して、人権及び基本的自由の普遍的な尊重及び遵守の促進を達成することを誓約したので、これらの権利及び自由に対する共通の理解は、この誓約を完全にするためにもっとも重要であるので、よって、ここに、国際連合総会は、社会の各個人及び各機関が、この世界人権宣言を常に念頭に置きながら、加盟国自身の人民の間にも、また、加盟国の管轄下にある地域の人民の間にも、これらの権利と自由との尊重を指導及び教育によって促進すること並びにそれらの普遍的かつ効果的な承認と遵守とを国内的及び国際的な漸進的措置によって確保することに努力するように、すべての人民とすべての国とが達成すべき共通の基準として、この世界人権宣言を公布する。

第1条 すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利とについて平等である。人間は、理性と良心とを授けられており、互いに同胞の精神をもって行動しなければならない。

第2条 ① すべての人は、人権、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、この宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有することができる。

② さらに、個人の属する国又は地域が独立国であると、信託統治地域であると、非自治地域であると、又は他のなんらかの主権制限の下にあるとを問わず、その国又は地域の政治上、管轄上又は国際上の地位に基づきいかなる差別もしてはならない。

第3条 すべて人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する。

第4条 何人も、奴隷にされ、又は苦役に服することはない。奴隷制度及び奴隷売買は、いかなる形においても禁止する。

第5条 何人も、拷問又は残酷な、非人道的な若しくは屈辱的な取扱若しくは刑罰を受けることはない。

第6条 すべて人は、いかなる場所においても、法の下において、人として認められる権利を有する。

第7条 すべての人は、法の下において平等であり、また、いかなる差別もなしに法の平等な保護を受ける権利を有する。すべての人は、この宣言に違反するいかなる差別に対しても、また、そのような差別をそそのかすいかなる行為に対しても、平等な保護を受ける権利を有する。

第8条 すべて人は、憲法又は法律によって与えられた基本的権利を侵害する行為に対し、権限を有する国内裁判所による効果的な救済を受ける権利を有する。

第9条 何人も、ほしいままに逮捕、拘禁、又は追放されることはない。

第10条 すべて人は、自己の権利及び義務並びに自己に対する刑事責任が決定されるに当たっては、独立の公平な裁判所による公正な公開の審理を受けることについて完全に平等の権利を有する。

第11条 ① 犯罪の訴追を受けた者は、すべて、自己の弁護に必要なすべての保障を与えられた公開の裁判において法律に従って有罪の立証があるまでは、無罪と推定される権利を有する。

② 何人も、実行の時に国内法又は国際法により犯罪を構成しなかった作為又は不作為のために有罪とされることはない。また、犯罪が行われた時に適用される刑罰より重い刑罰を課せられない。

第12条 何人も、自己の私事、家族、家庭若しくは通信に対して、ほしいままに干渉され、又は名誉及び信用に対して攻撃を受けることはない。人はすべて、このような干渉又は攻撃に対して法の保護を受ける権利を有する。

第13条 ① すべて人は、各国の境界内において自由に移転及び居住する権利を有する。

② すべて人は、自国その他いずれの国をも立ち去り、及び自国に帰る権利を有する。

第 14 条 ① すべて人は、迫害を免れるため、他国に避難することを求め、かつ、避難する権利を有する。

② この権利は、もっぱら非政治犯罪又は国際連合の目的及び原則に反する行為を原因とする訴追の場合には、援用することはできない。

第 15 条 ① すべて人は、国籍をもつ権利を有する。

② 何人も、ほしいままにその国籍を奪われ、又はその国籍を変更する権利を否認されることはない。

第 16 条 ① 成年の男女は、人権、国籍又は宗教によるいかなる制限をも受けることなく、婚姻し、かつ家庭をつくる権利を有する。成年の男女は、婚姻中及びその解消に際し、婚姻に関し平等の権利を有する。

② 婚姻は、両当事者の自由かつ完全な合意によってのみ成立する。

③ 家庭は、社会の自然かつ基礎的な集団単位であって、社会及び国の保護を受ける権利を有する。

第 17 条 ① すべて人は、単独で又は他の者と共同して財産を所有する権利を有する。

② 何人も、ほしいままに自己の財産を奪われることはない。

第 18 条 すべて人は、思想、良心及び宗教の自由に対する権利を有する。この権利は、宗教又は信念を変更する自由並びに単独で又は他の者と共同して、公的に又は私的に、布教、行事、礼拝及び儀式によって宗教又は信念を表明する自由を含む。

第 19 条 すべて人は、意見及び表現の自由に対する権利を有する。この権利は、干渉を受けることなく自己の意見をもつ自由並びにあらゆる手段により、また、国境を越えると否とにかかわらず、情報及び思想を求め、受け、及び伝える自由を含む。

第 20 条 ① すべての人は、平和的集会及び結社の自由に対する権利を有する。

② 何人も、結社に属することを強制されない。

第 21 条 ① すべて人は、直接に又は自由に選出された代表者を通じて、自国の政治に参加する権利を有する。

- ② すべて人は、自国においてひとしく公務につく権利を有する。
- ③ 人民の意思は、統治の権力を基礎とならなければならない。この意思は、定期のかつ真正な選挙によって表明されなければならない。この選挙は、平等の普通選挙によるものでなければならず、また、秘密投票又はこれと同等の自由が保障される投票手続によって行われなければならない。

第 22 条 すべて人は、社会の一員として、社会保障を受ける権利を有し、かつ、国家的努力及び国際的協力により、また、各国の組織及び資源に応じて、自己の尊厳と自己の人格の自由な発展とに欠くことのできない経済的、社会的及び文化的権利を実現する権利を有する。

第 23 条 ① すべて人は、勤労し、職業を自由に選択し、公正かつ有利な勤労条件を確保し、及び失業に対する保護を受ける権利を有する。

- ② すべて人は、いかなる差別をも受けることなく、同等の勤労に対し、同等の報酬を受ける権利を有する。
- ③ 勤労する者は、すべて、自己及び家族に対して人間の尊厳にふさわしい生活を保障する公正かつ有利な報酬を受け、かつ、必要な場合には、他の社会的保護手段によって補充を受けることができる。
- ④ すべて人は、自己の利益を保護するために労働組合を組織し、及びこれに参加する権利を有する。

第 24 条 すべて人は、労働時間の合理的な制限及び定期的な有給休暇を含む休息及び余暇をもつ権利を有する。

第 25 条 ① すべて人は、衣食住、医療及び必要な社会的施設等により、自己及び家族の健康及び福祉に十分な生活水準を保持する権利並びに失業、疾病、心身障害、配偶者の死亡、老齢その他不可抗力による生活不能の場合は、保障を受ける権利を有する。

- ② 母と子とは、特別の保護及び援助を受ける権利を有する。すべての児童は、嫡出であると否とを問わず、同じ社会的保護を受ける。

第 26 条 ① すべて人は、教育を受ける権利を有する。教育は、少なくとも初等の及び基礎的な段階においては、無償でなければならない。初等教育は、義務的でなければならない。技術教育及び職業教育は、一般に利用できるものでなければならず、また、高等教育は、能力に応じ、すべての者にひとしく開放されていなければならない。

- ② 教育は、人格の完全な発展並びに人権及び基本的自由の尊重の強化を目的としなければならない。教育は、すべての国又は人権的若しくは宗教的集団の相互間の理解、寛容及び友好関係を増進し、かつ、平和の維持のため、国際連合の

活動を促進するものでなければならない。

③ 親は、子に与える教育の種類を選択する優先的権利を有する。

第 27 条 ① すべて人は、自由に社会の文化生活に参加し、芸術を鑑賞し、及び科学の進歩とその恩恵とにあずかる権利を有する。

② すべて人は、その創作した科学的、文学的又は美術的作品から生ずる精神的及び物質的利益を保護される権利を有する。

第 28 条 すべて人は、この宣言に掲げる権利及び自由が完全に実現される社会的及び国際的秩序に対する権利を有する。

第 29 条 ① すべて人は、その人格の自由かつ完全な発展がその中にあるのみ可能である社会に対して義務を負う。

② すべて人は、自己の権利及び自由を行使するに当っては、他人の権利及び自由の正当な承認及び尊重を保障すること並びに民主的社会における道徳、公の秩序及び一般の福祉の正当な要求を満たすことをもつばら目的として法律によって定められた制限にのみ服する。

③ これらの権利及び自由は、いかなる場合にも、国際連合の目的及び原則に反して行使してはならない。

第 30 条 この宣言のいかなる規定も、いずれかの国、集団又は個人に対して、この宣言に掲げる権利及び自由の破壊を目的とする活動に従事し、又はそのような目的を有する行為を行う権利を認めるものと解釈してはならない。

人権教育及び人権啓発の推進に関する法律

(平成 12 年 12 月 6 日)

(法律第 147 号)

(目的)

第 1 条 この法律は、人権の尊重の緊要性に関する認識の高まり、社会的身分、門地、人種、信条又は性別による不当な差別の発生等の人権侵害の現状その他人権の擁護に関する内外の情勢にかんがみ、人権教育及び人権啓発に関する施策の推進について、国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、必要な措置を定め、もって人権の擁護に資することを目的とする。

(定義)

第 2 条 この法律において、人権教育とは、人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動をいい、人権啓発とは、国民の間に人権尊重の理念を普及させ、及びそれに対する国民の理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動（人権教育を除く。）をいう。

(基本理念)

第 3 条 国及び地方公共団体が行う人権教育及び人権啓発は、学校、地域、家庭、職域その他の様々な場を通じて、国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう、多様な機会の提供、効果的な手法の採用、国民の自主性の尊重及び実施機関の中立性の確保を旨として行われなければならない。

(国の責務)

第 4 条 国は、前条に定める人権教育及び人権啓発の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第 5 条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、人権教育及び人権啓発に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第 6 条 国民は、人権尊重の精神の涵養に努めるとともに、人権が尊重される社

会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(基本計画の策定)

第7条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、人権教育及び人権啓発に関する基本的な計画を策定しなければならない。

(年次報告)

第8条 政府は、毎年、国会に、政府が講じた人権教育及び人権啓発に関する施策についての報告を提出しなければならない。

(財政上の措置)

第9条 国は、人権教育及び人権啓発に関する施策を実施する地方公共団体に対し、当該施策に係る事業の委託その他の方法により、財政上の措置を講ずることができる。

附 則

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第8条規定は、この法律の施行の日の属する年度の翌年度以後に講じる人権教育及び人権啓発に関する施策について適用する。

(見直し)

第2条 この法律は、この法律の施行の日から3年以内に、人権擁護施策推進法(平成8年法律第120号)第3条第2項に基づく人権が侵害された場合における被害者の救済に関する施策の充実に関する基本的事項についての人権擁護推進審議会の調査審議の結果をも踏まえ、見直しを行うものとする。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律

(障害者差別解消法)

(平成25年6月26日公布)

(平成28年4月1日施行)

(法律第65号)

(目的)

第1条 この法律は、障害者基本法(昭和45年法律第84号)の基本的な理念にのっとり、全ての障害者が、障害者でない者と等しく、基本的人権を享有する個人としてその尊厳が重んぜられ、その尊厳にふさわしい生活を保障される権利を有することを踏まえ、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本的な事項、行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置等を定めることにより、障害を理由とする差別の解消を推進し、もって全ての国民が、障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に資することを目的とする。

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 障害者 身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他の心身の機能の障害(以下「障害」と総称する。)がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- 二 社会的障壁 障害がある者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。
- 三 行政機関等 国の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第3章の規定の適用を受ける地方公共団体の経営する企業を除く。第7号、第10条及び附則第4条第1項において同じ。)及び地方独立行政法人をいう。
- 四 国の行政機関 次に掲げる機関をいう。
 - イ 法律の規定に基づき内閣に置かれる機関(内閣府を除く。)及び内閣の所轄の下に置かれる機関
 - ロ 内閣府、宮内庁並びに内閣府設置法(平成11年法律第89号)第49条第1項及び第2項に規定する機関(これらの機関のうち二の政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)
 - ハ 国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第3条第2項に規定する機関

(ホの政令で定める機関が置かれる機関にあつては、当該政令で定める機関を除く。)

ニ 内閣府設置法第 39 条及び第 55 条並びに宮内庁法(昭和 22 年法律第 70 号)第 16 条第 2 項の機関並びに内閣府設置法第 40 条及び第 56 条(宮内庁法第 18 条第 1 項において準用する場合を含む。)の特別の機関で、政令で定めるもの

ホ 国家行政組織法第 8 条の 2 の施設等機関及び同法第 8 条の 3 の特別の機関で、政令で定めるもの

へ 会計検査院

五 独立行政法人等 次に掲げる法人をいう。

イ 独立行政法人(独立行政法人通則法(平成 11 年法律第 103 号)第 2 条第 1 項に規定する独立行政法人をいう。ロにおいて同じ。)

ロ 法律により直接に設立された法人、特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人(独立行政法人を除く。)又は特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政庁の認可を要する法人のうち、政令で定めるもの

六 地方独立行政法人 地方独立行政法人法(平成 15 年法律第 108 号)第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人(同法第 21 条第 3 号に掲げる業務を行うものを除く。)をいう。

七 事業者 商業その他の事業を行う者(国、独立行政法人等、地方公共団体及び地方独立行政法人を除く。)をいう。

(国及び地方公共団体の責務)

第 3 条 国及び地方公共団体は、この法律の趣旨にのっとり、障害を理由とする差別の解消の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

(国民の責務)

第 4 条 国民は、第 1 条に規定する社会を実現する上で障害を理由とする差別の解消が重要であることに鑑み、障害を理由とする差別の解消の推進に寄与するよう努めなければならない。

(社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備)

第 5 条 行政機関等及び事業者は、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮を的確に行うため、自ら設置する施設の構造の改善及び設備の整備、関係職員に対する研修その他の必要な環境の整備に努めなければならない。

第2章 障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針

第6条 政府は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、障害を理由とする差別の解消の推進に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する基本的な方向

二 行政機関等が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

三 事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する基本的な事項

四 その他障害を理由とする差別の解消の推進に関する施策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるとともに、障害者政策委員会の意見を聴かななければならない。

5 内閣総理大臣は、第3項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6 前3項の規定は、基本方針の変更について準用する。

第3章 行政機関等及び事業者における障害を理由とする差別を解消するための措置

（行政機関等における障害を理由とする差別の禁止）

第7条 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 行政機関等は、その事務又は事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をしなければならない。

（事業者における障害を理由とする差別の禁止）

第8条 事業者は、その事業を行うに当たり、障害を理由として障害者でない者と不当な差別的取扱いをすることにより、障害者の権利利益を侵害してはならない。

2 事業者は、その事業を行うに当たり、障害者から現に社会的障壁の除去を必要としている旨の意思の表明があった場合において、その実施に伴う負担が過

重でないときは、障害者の権利利益を侵害することとならないよう、当該障害者の性別、年齢及び障害の状態に応じて、社会的障壁の除去の実施について必要かつ合理的な配慮をするように努めなければならない。

(国等職員対応要領)

第9条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該国の行政機関及び独立行政法人等の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第3条において「国等職員対応要領」という。)を定めるものとする。

- 2 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。
- 3 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、国等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。
- 4 前2項の規定は、国等職員対応要領の変更について準用する。

(地方公共団体等職員対応要領)

第10条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、基本方針に即して、第7条に規定する事項に関し、当該地方公共団体の機関及び地方独立行政法人の職員が適切に対応するために必要な要領(以下この条及び附則第4条において「地方公共団体等職員対応要領」という。)を定めるよう努めるものとする。

- 2 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めようとするときは、あらかじめ、障害者その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。
- 3 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、地方公共団体等職員対応要領を定めたときは、遅滞なく、これを公表するよう努めなければならない。
- 4 国は、地方公共団体の機関及び地方独立行政法人による地方公共団体等職員対応要領の作成に協力しなければならない。
- 5 前3項の規定は、地方公共団体等職員対応要領の変更について準用する。

(事業者のための対応指針)

第11条 主務大臣は、基本方針に即して、第8条に規定する事項に関し、事業者が適切に対応するために必要な指針(以下「対応指針」という。)を定めるものとする。

- 2 第9条第2項から第4項までの規定は、対応指針について準用する。

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第12条 主務大臣は、第8条の規定の施行に関し、特に必要があると認めるとき

は、対応指針に定める事項について、当該事業者に対し、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(事業主による措置に関する特例)

第 13 条 行政機関等及び事業者が事業主としての立場で労働者に対して行う障害を理由とする差別を解消するための措置については、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)の定めるところによる。

第 4 章 障害を理由とする差別を解消するための支援措置
(相談及び紛争の防止等のための体制の整備)

第 14 条 国及び地方公共団体は、障害者及びその家族その他の関係者からの障害を理由とする差別に関する相談に的確に応ずるとともに、障害を理由とする差別に関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう必要な体制の整備を図るものとする。

(啓発活動)

第 15 条 国及び地方公共団体は、障害を理由とする差別の解消について国民の関心と理解を深めるとともに、特に、障害を理由とする差別の解消を妨げている諸要因の解消を図るため、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 16 条 国は、障害を理由とする差別を解消するための取組に資するよう、国内外における障害を理由とする差別及びその解消のための取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(障害者差別解消支援地域協議会)

第 17 条 国及び地方公共団体の機関であって、医療、介護、教育その他の障害者の自立と社会参加に関連する分野の事務に従事するもの(以下この項及び次条第 2 項において「関係機関」という。)は、当該地方公共団体の区域において関係機関が行う障害を理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を効果的かつ円滑に行うため、関係機関により構成される障害者差別解消支援地域協議会(以下「協議会」という。)を組織することができる。

- 2 前項の規定により協議会を組織する国及び地方公共団体の機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。
- 一 特定非営利活動促進法(平成 10 年法律第 7 号)第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他の団体
 - 二 学識経験者

三 その他当該国及び地方公共団体の機関が必要と認める者

(協議会の事務等)

- 第18条 協議会は、前条第1項の目的を達するため、必要な情報を交換するとともに、障害者からの相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関する協議を行うものとする。
- 2 関係機関及び前条第2項の構成員(次項において「構成機関等」という。)は、前項の協議の結果に基づき、当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組を行うものとする。
- 3 協議会は、第1項に規定する情報の交換及び協議を行うため必要があると認めるとき、又は構成機関等が行う相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障害を理由とする差別を解消するための取組に関し他の構成機関等から要請があった場合において必要があると認めるときは、構成機関等に対し、相談を行った障害者及び差別に係る事案に関する情報の提供、意見の表明その他の必要な協力を求めることができる。
- 4 協議会の庶務は、協議会を構成する地方公共団体において処理する。
- 5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

- 第19条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

- 第20条 前3条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(主務大臣)

- 第21条 この法律における主務大臣は、対応指針の対象となる事業者の事業を所管する大臣又は国家公安委員会とする。

(地方公共団体が処理する事務)

- 第22条 第12条に規定する主務大臣の権限に属する事務は、政令で定めるところにより、地方公共団体の長その他の執行機関が行うこととすることができる。

(権限の委任)

第23条 この法律の規定により主務大臣の権限に属する事項は、政令で定めるところにより、その所属の職員に委任することができる。

(政令への委任)

第24条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第25条 第19条の規定に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第26条 第12条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20万円以下の過料に処する。

附 則 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、平成28年4月1日から施行する。ただし、次条から附則第六条までの規定は、公布の日から施行する。

(基本方針に関する経過措置)

第2条 政府は、この法律の施行前においても、第六条の規定の例により、基本方針を定めることができる。この場合において、内閣総理大臣は、この法律の施行前においても、同条の規定の例により、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた基本方針は、この法律の施行の日において第六条の規定により定められたものとみなす。

(国等職員対応要領に関する経過措置)

第3条 国の行政機関の長及び独立行政法人等は、この法律の施行前においても、第九条の規定の例により、国等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた国等職員対応要領は、この法律の施行の日において第九条の規定により定められたものとみなす。

(地方公共団体等職員対応要領に関する経過措置)

第4条 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は、この法律の施行前においても、第10条の規定の例により、地方公共団体等職員対応要領を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた地方公共団体等職員対応要領は、この法律の施行の日において第十条の規定により定められたものとみなす。

(対応指針に関する経過措置)

第5条 主務大臣は、この法律の施行前においても、第十一条の規定の例により、対応指針を定め、これを公表することができる。

2 前項の規定により定められた対応指針は、この法律の施行の日において第十一条の規定により定められたものとみなす。

(政令への委任)

第6条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後3年を経過した場合において、第8条第2項に規定する社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮の在り方その他この法律の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に応じて所要の見直しを行うものとする。

本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進 に関する法律（ヘイトスピーチ解消法）

（平成28年6月3日公布・施行）

（法律第68号）

附則

我が国においては、近年、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、適法に居住するその出身者又はその子孫を、我が国の地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動が行われ、その出身者又はその子孫が多大な苦痛を強いられるとともに、当該地域社会に深刻な亀裂を生じさせている。もとより、このような不当な差別的言動はあってはならず、こうした事態をこのまま看過することは、国際社会において我が国の占める地位に照らしても、ふさわしいものではない。

ここに、このような不当な差別的言動は許されないことを宣言するとともに、更なる人権教育と人権啓発などを通じて、国民に周知を図り、その理解と協力を得つつ、不当な差別的言動の解消に向けた取組を推進すべく、この法律を制定する。

第1章 総則

（目的）

第1条 この法律は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消が喫緊の課題であることに鑑み、その解消に向けた取組について、基本理念を定め、及び国等の責務を明らかにするとともに、基本的施策を定め、これを推進することを目的とする。

（定義）

第2条 この法律において「本邦外出身者に対する不当な差別的言動」とは、専ら本邦の域外にある国若しくは地域の出身である者又はその子孫であって適法に居住するもの（以下この条において「本邦外出身者」という。）に対する差別的意識を助長し又は誘発する目的で公然とその生命、身体、自由、名誉若しくは財産に危害を加える旨を告知し又は本邦外出身者を著しく侮蔑するなど、本邦の域外にある国又は地域の出身であることを理由として、本邦外出身者を地域社会から排除することを煽動する不当な差別的言動をいう。

（基本理念）

第3条 国民は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性に対す

る理解を深めるとともに、本邦外出身者に対する不当な差別的言動のない社会の実現に寄与するよう努めなければならない。

(国及び地方公共団体の責務)

第4条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を実施するとともに、地方公共団体が実施する本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関する施策を推進するために必要な助言その他の措置を講ずる責務を有する。

2 地方公共団体は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

第2章 基本的施策

(相談体制の整備)

第5条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動に関する相談に的確に応ずるとともに、これに関する紛争の防止又は解決を図ることができるよう、必要な体制を整備するよう努めるものとする。

(教育の充実等)

第6条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動を解消するための教育活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

(啓発活動等)

第7条 国は、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、国民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うものとする。

2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、当該地域の実情に応じ、本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消の必要性について、住民に周知し、その理解を深めることを目的とする広報その他の啓発活動を実施するとともに、そのために必要な取組を行うよう努めるものとする。

附 則

(施行期日)

1 この法律は、公布の日から施行する。

(不当な差別的言動に係る取組についての検討)

2 不当な差別的言動に係る取組については、この法律の施行後における本邦外出身者に対する不当な差別的言動の実態等を勘案し、必要に応じ、検討が加えられるものとする。

部落差別の解消の推進に関する法律（部落差別解消推進法）

（平成 28 年 12 月 16 日公布・施行）

（法律第 109 号）

（目的）

第 1 条 この法律は、現在もなお部落差別が存在するとともに、情報化の進展に伴って部落差別に関する状況の変化が生じていることを踏まえ、全ての国民に基本的人権の享有を保障する日本国憲法の理念にのっとり、部落差別は許されないものであるとの認識の下にこれを解消することが重要な課題であることに鑑み、部落差別の解消に関し、基本理念を定め、並びに国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、相談体制の充実等について定めることにより、部落差別の解消を推進し、もって部落差別のない社会を実現することを目的とする。

（基本理念）

第 2 条 部落差別の解消に関する施策は、全ての国民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念にのっとり、部落差別を解消する必要性に対する国民一人一人の理解を深めるよう努めることにより、部落差別のない社会を実現することを旨として、行われなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関する施策を講ずるとともに、地方公共団体が講ずる部落差別の解消に関する施策を推進するために必要な情報の提供、指導及び助言を行う責務を有する。

2 地方公共団体は、前条の基本理念にのっとり、部落差別の解消に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、国及び他の地方公共団体との連携を図りつつ、その地域の実情に応じた施策を講ずるよう努めるものとする。

（相談体制の充実）

第 4 条 国は、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るも

のとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別に関する相談に的確に応ずるための体制の充実を図るよう努めるものとする。

(教育及び啓発)

第5条 国は、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うものとする。

- 2 地方公共団体は、国との適切な役割分担を踏まえて、その地域の実情に応じ、部落差別を解消するため、必要な教育及び啓発を行うよう努めるものとする。

(部落差別の実態に係る調査)

第6条 国は、部落差別の解消に関する施策の実施に資するため、地方公共団体の協力を得て、部落差別の実態に係る調査を行うものとする。

附 則

この法律は、公布の日から施行する。

策定までの経過

1 津南町人権教育・啓発推進計画策定委員会名簿

任期：平成29年6月7日～令和3年3月31日

	役職	氏名	所属等
1	会長	秋山 正道	新潟産業大学 経済学部 教授
2	副会長	江村かおる	津南町社会教育委員 委員長
3	委員	石原 玲子	津南町商工会女性部 部長
4	〃	桑原 司 高橋 秀幸	津南町社会福祉協議会 事務局長
5	〃	桑原 義明 籠田 定俊 中島 勝光	津南町地域自立支援協議会 会長
6	〃	長谷川 均	部落解放同盟新潟県連合会 執行委員長
7	〃	樋口 喜春	津南町民生・児童委員協議会 会長
8	〃	山田 隆一	十日町人権擁護委員協議会 人権擁護委員
9	〃	丸山 洋治	一般公募
10	〃	水口 正明 今泉 潤	十日町公共職業安定所 所長
11	〃	吉越 透 丸山 浩市	津南町学校長会 芦ヶ崎小学校長

2 策定の経緯

期日	項目	内容
平成29年6月7日	第1回計画策定委員会	会長、副会長の選任、町民意識調査案について
平成30年3月8日	第2回計画策定委員会	町民意識調査案について
平成30年4月28日 ～5月21日	アンケート実施	人権に関する意識調査の実施
令和2年10月26日	第3回計画策定委員会	計画案の検討
令和3年1月28日	第4回計画策定委員会	計画案の最終案について
令和3年3月5日 ～19日	パブリックコメント募集	広報紙・ホームページにより募集